

大阪市市税条例

目次

第1章 総則（第1条－第16条）

第2章 普通税

第1節 市民税

第1款 通則（第17条－第21条）

第2款 課税標準及び税率（第22条－第32条）

第3款 申告義務（第33条－第38条）

第4款 賦課及び徴収（第39条－第62条）

第5款 退職所得の課税の特例（第63条－第72条）

第2節 固定資産税

第1款 通則（第73条－第87条）

第2款 賦課及び徴収（第88条－第97条）

第3款 固定資産課税台帳（第98条－第102条）

第4款 固定資産評価員及び固定資産評価補助員（第103条・第104条）

第5款 固定資産の価格に係る不服審査（第105条－第112条）

第3節 軽自動車税（第113条－第127条）

第4節 市たばこ税

第1款 通則（第128条－第132条）

第2款 徴収（第133条－第139条）

第3章 目的税

第1節 事業所税

第1款 通則（第140条－第142条）

第2款 課税標準及び税率（第143条－第145条）

第3款 申告納付等（第146条－第154条）

第2節 都市計画税（第155条－第160条）

第4章 雑則（第161条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）

第3条第1項の規定に基づき、市税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この条例に定めるもののほか、市税の賦課徴収に関しては、法その他の法令の定めるところによる。

3 この条例の用語の意義は、特段の定めがある場合を除くほか、法の例による。

(税目)

第2条 市税として課する普通税は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市たばこ税

2 市税として課する目的税は、事業所税及び都市計画税とする。

(課税漏れ等に係る市税の取扱い)

第3条 課税漏れに係る市税又は偽りその他不正の行為により免れた市税があることを発見した場合には、その全額を直ちに徴収する。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第4条 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この章において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合には、当該分割納付の各納付期限又は当該分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を定める。

(徴収猶予の申請手続等)

第5条 徴収の猶予（法第15条第1項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

- (2) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収の猶予を受けようとする徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (3) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (4) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
- (5) 徴収の猶予を受けようとする期間
- (6) 分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行うかどうか(分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行う場合にあっては、分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を含む。)
- (7) 徴収の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地))その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 徴収の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)第6条の10第1項、第3項又は第4項の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 徴収の猶予(法第15条第2項の規定によるものに限る。)の申請をしようとする者は、徴収の猶予を受けようとする徴収金の納期限内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、前項第2号から第4号までに掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

- (2) 徴収の猶予を受けようとする徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (3) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (4) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
- (5) 徴収の猶予を受けようとする期間
- (6) 第1項第6号及び第7号に掲げる事項

4 徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は、徴収の猶予を受けた期間内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 徴収の猶予をした期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (4) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間
- (5) 第1項第6号及び第7号に掲げる事項

5 第2項又は前項の規定により添付すべき書類（第2項第4号に掲げる書類を除く。）については、これらの規定にかかわらず、法第15条第1項（第1号、第2号又は第5号（同項第1号又は第2号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定による徴収の猶予（以下この項において「災害等による徴収の猶予」という。）又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると市長が認めるときは、添付することを要しない。

6 法第15条の2第6項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、同条第7項の規定による通知を受けた日から20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかったときは、当該申請書の訂正又

は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす。

(職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第6条 第4条の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により職権による換価の猶予(法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をいう。以下この章において同じ。)に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

(職権による換価の猶予の手続等)

第7条 市長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (2) 職権による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) 職権による換価の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、職権による換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10第1項、第3項又は第4項の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

2 前項の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長について準用する。

(申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第8条 第4条の規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により申請による換価の猶予(法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をいう。以下この章において同じ。)に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第9条 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、申請による換価の猶予を受けようとする徴収金の納期限から6月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 申請による換価の猶予を受けようとする徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

- (3) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (4) 前号の金額のうち申請による換価の猶予を受けようとする金額
- (5) 申請による換価の猶予を受けようとする期間
- (6) 申請による換価の猶予に係る金額を分割して納付し、又は納入する場合の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額
- (7) 申請による換価の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、申請による換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地））その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (2) 申請による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) 申請による換価の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、申請による換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10第1項、第3項又は第4項の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定により申請による換価の猶予をした期間の延長を申請しようとする者は、申請による換価の猶予を受けた期間内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、前項各号に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 申請による換価の猶予をした期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (4) 申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間

(5) 第1項第6号及び第7号に掲げる事項

4 第5条第6項の規定は、法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する法第15条の2第6項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた場合について準用する。

(担保を徴する必要がない場合)

第10条 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に係る金額が1,000,000円以下である場合、その猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

(大阪市行政手続条例の適用除外)

第11条 大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号）第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する法令（条例及び規則を含む。）の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、大阪市行政手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

2 大阪市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

(公示送達)

第12条 法第20条の2の規定による公示送達は、市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を市役所又は所管市税事務所の掲示場に掲示して行う。

(災害等による期限の延長)

第13条 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下この条において「申告等」という。）に関する期限までに、申告等を行うことができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長する。

2 前項の規定による指定は、市長が当該指定をしようとする地域、期日その他必要な事項を告示することにより行う。

3 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までに、

申告等をする事ができないと認めるときは、第1項の規定の適用がある場合を除き、申告等をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から2月以内に限り、期日を指定して当該期限を延長する。

4 前項の規定により期限の延長を受けようとする者は、同項に規定する理由がやんだ後速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 期限の延長を受けようとする理由
- (3) その他市長が必要と認める事項（延滞金）

第14条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限後に税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限（納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間（次の各号に掲げる税額については、それぞれ当該各号に定める期間）については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。

- (1) 第55条第1項、第134条、第147条第1項又は第148条第1項に規定する申告書（法第321条の8第22項及び第23項に規定する申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
- (2) 法第321条の8第22項に規定する申告書に係る税額 同項の規定により申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限。以下この号において同じ。）までの期間又は当該申告書を提出した日の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) 第136条第2項又は第149条第2項の規定による修正申告書に係る税額 当該修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

2 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第

19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

3 第1項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として政令で定める税額に限る。）については、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税その他政令で定める市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

- 4 法人税法（昭和40年法律第34号）第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 5 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係（法第321条の8第4項に規定する連結完全支配関係をいう。第55条第4項において同じ。）がある連結子法人（法第321条の8第2項に規定する連結子法人をいう。第55条第4項において同じ。）（法第321条の8第4項に規定する連結申告法人に限る。第55条第4項において同じ。）は、当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第55条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。以下この項及び第55条第4項において同じ。）でその適用に係るものの連結所得（法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同法第81条の24第1項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 6 市長は、納税者又は特別徴収義務者が第1項に規定する納期限、第4項に規定する日又は前項に規定する日までに税金を納付しなかったこと又は納入金を納入しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、申請に基づき、第1項、第4項又は前項の規定による延滞金額を減免することができる。

7 法第15条の9第4項又は前項の規定による延滞金額の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 減免を受けようとする理由
- (3) 減免を受けようとする延滞金額
- (4) その他市長が必要と認める事項（年当たりの割合の基礎となる日数）

第15条 前条第1項、第4項及び第5項に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（督促）

第16条 納税者（特別徴収の方法によって市民税を徴収される納税者を除く。）又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合には、徴税吏員は、納期限後30日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

第2章 普通税

第1節 市民税

第1款 通則

（市民税の納税義務者等）

第17条 市民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によって、第5号に掲げる者に対しては法人税割額によって課する。

- (1) 区内に住所を有する個人
- (2) 区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該区内に住所を有しない者
- (3) 区内に事務所又は事業所を有する法人
- (4) 区内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下この節において「寮等」という。）を有する法人で当該区内に事務所又は事業所を有しないもの

(5) 法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で区内に事務所又は事業所を有するもの

2 前項第1号の区内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者については、当該区の住民基本台帳に記録されている者をいう。

3 区の住民基本台帳に記録されていない個人が当該区内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市民税を課することができる。

4 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設をもって、その事務所又は事業所とする。

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下この節において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第18条 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、第20条、第21条、第23条、第37条及び第71条を除く。第3項において同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属する。

3 前2項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第23条第1項の表の第1号オ	資本金等の額が	当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第18条第1項及び
----------------	---------	---

		第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。)の資本金等の額が
第23条第1項の表の第2号から第9号まで	資本金等の額が	当該法人に係る固有法人の資本金等の額が
第23条第2項第1号及び第3号	当該法人	当該法人に係る固有法人
第23条第2項第2号	これらの法人	これらの法人に係る固有法人
第23条第5項から第7項まで)の資本金等の額)に係る固有法人の資本金等の額

(個人の市民税の非課税の範囲)

第19条 法第295条第3項に規定する条例で定める金額は、350,000円に法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものの控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に210,000円を加算した金額)とする。

(市民税の納税管理人)

第20条 市民税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、その必要が生じた日から10日以内に、市内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者(個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。以下この項において同じ。)のうちから納税管理人を定めてこれを市長に申告し、又は市外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告をした事項又は承認を受けた事項に異動を生じた場合においても、また同様とする。

2 前項前段の規定による申告又は申請は、次に掲げる事項を記載した申告書又は申請書を提出してしなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 納税管理人の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所（法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 第1項後段の規定による申告又は申請は、次に掲げる事項を記載した申告書又は申請書を提出してしなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 異動の内容及び異動年月日
- (3) その他市長が必要と認める事項

4 第1項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る市民税の徴収の確保に支障がないことについて、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

- (1) 納税義務者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 納税管理人を定めない理由
- (3) その他市長が必要と認める事項

（市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第21条 前条第4項の認定を受けていない市民税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由なく申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第2款 課税標準及び税率

（個人の均等割の税率）

第22条 第17条第1項第1号又は第2号に掲げる者に対して課する均等割の税率は、年額3,000円とする。

(法人の均等割の税率)

第23条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
<p>(1) 次に掲げる法人</p> <p>ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>オ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、区内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（政令で定める役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号まで及び第4項において「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	年額 50,000円
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が	年額 120,000円

10,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10,000,000円を超え100,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 130,000円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10,000,000円を超え100,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 150,000円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100,000,000円を超え1,000,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 160,000円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100,000,000円を超え1,000,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 400,000円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000,000,000円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 410,000円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000,000,000円を超え5,000,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 1,750,000円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が5,000,000,000円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 3,000,000円

2 法人の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日現在における税率による。

- (1) 法第321条の8第1項の規定によって申告納付する法人 当該法人の同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日
- (2) 法第321条の8第2項の規定によって申告納付する法人又は同条第3項の

規定によって納付する法人 これらの法人の同条第2項に規定する連結事業年度開始の日から6月の期間の末日

(3) 法第321条の8第4項の規定によって申告納付する法人 当該法人の同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日

(4) 公共法人等（法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割のみを課されるものをいう。） 前年4月1日から3月31日までの期間（当該期間中に当該公共法人等が解散（合併による解散を除く。以下この節において同じ。）又は合併により消滅した場合には、前年4月1日から当該消滅した日までの期間）の末日

3 第1項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、前項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において区内に事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定する。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 第1項の場合において、第2項第1号から第3号までに掲げる法人の従業者数の合計数は、それぞれこれらの号に定める日現在における従業者数の合計数による。

5 第2項第1号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）又は同法第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令で定める日）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表の第1号オ中「資本金等の額が」とあるのは「次項第1号に定める日（同法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）又は同法第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、第5項に規定する政令で定める日。以下この表において同じ。）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と

する。

6 第2項第2号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは「第6項に規定する政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

7 第2項第3号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは「第2項第3号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

（所得割の課税標準）

第24条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

（所得控除）

第25条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同項及び同条第3項から第12項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2 所得割の納税義務者については、法第314条の2第2項、第7項及び第12項の規定により、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から基礎控除額を控除する。

(所得割の税率)

第26条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6を乗じて得た金額とする。

2 前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

(法人税割の税率)

第27条 法人税割の税率は、100分の9.7とする。

2 法人税割の税率は、法第321条の8第1項の規定により申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第4項の規定により申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。

(調整控除)

第28条 所得割の納税義務者については、その者の第26条の規定による所得割の額から、法第314条の6各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(寄附金税額控除)

第29条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号若しくは第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、同項及び同条第2項に規定するところにより控除すべき額（以下この項において「控除額」という。）を、その者の第26条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する寄附金として市長が指定するもの

ア 所得税法第78条第2項第2号若しくは第3号に掲げる寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金を除く。）又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金であること

イ 市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金であるこ

と

ウ 市内において市民の福祉の増進に寄与する事業を行う法人又は団体に対する寄附金であること

エ 平成28年1月1日以後に第17項の規定によりこの号の規定による市長の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない寄附金（その取消しの日から5年を経過していることを要しないと市長が認めるものを除く。）ではないこと

オ 市税の滞納がない法人又は団体に対する寄附金であること

カ 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下この号において「暴力団密接関係者」という。）でなく、かつ、その役員が同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団密接関係者でない法人又は団体に対する寄附金であること

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当する金銭として市長が指定するもの

ア 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭であること

イ 主務官庁が大阪府知事又は大阪府教育委員会である公益信託の信託財産とするために支出される金銭であること

ウ 市民の福祉の増進に寄与することを目的とする公益信託の信託財産とするために支出される金銭であること

エ 平成28年1月1日以後に第17項の規定によりこの号の規定による市長の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない金銭（その取消しの日から5年を経過していることを要しないと市長が認めるものを除く。）ではないこと

2 前項各号の規定による市長の指定は、寄附金を受領する法人若しくは団体又は金銭の支出の相手方である公益信託の受託者の申請に基づき、行うものとする。

3 第1項第1号の規定による市長の指定に係る前項の申請を行う法人又は団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

(2) 第1項第1号の規定による市長の指定を受けようとする寄附金の内容

(3) その他市長が必要と認める事項

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第1項第1号の規定による市長の指定を受けようとする寄附金が、同号アに掲げる要件に該当することを証する書類
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (3) 市内に事務所又は事業所を有することを証する書類
- (4) 役員の名、生年月日、性別及び住所を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

5 第1項第2号の規定による市長の指定に係る第2項の申請を行う公益信託の受託者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 第1項第2号の規定による市長の指定を受けようとする金銭の内容
- (3) その他市長が必要と認める事項

6 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第1項第2号の規定による市長の指定を受けようとする金銭が、同号アに掲げる要件に該当することを証する書類
- (2) 信託行為の内容を示す書類
- (3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人が申請する場合に限る。）
- (4) 主務官庁が大阪府知事又は大阪府教育委員会であることを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

7 第1項の規定は、同項各号の規定による市長の指定を受けた寄附金又は金銭（以下この条において「指定寄附金等」という。）のうち、第2項の申請のあった日の属する年の1月1日（第1項各号に規定する市長の指定の要件（同項第1号オ及びカに掲げるものを除く。）に該当することとなった日が当該申請のあった日の属する年の1月2日以後である場合にあつては、当該要件に該当することとなった日）前に所得割の納税義務者が支出したものについては、適用しない。

8 第1項各号の規定による市長の指定の有効期間（この項の規定による有効期間の満了の日までに第10項の申請に対する処分がされない場合における第13項の規定によりなお効力を有することとされる同日から当該処分がされるまでの

期間を除き、次項の有効期間の更新がされた場合における当該更新された有効期間を含む。以下この条において同じ。）は、第2項の申請のあった日（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の第1項各号の規定による市長の指定の有効期間の満了の日の翌日）から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までとする。ただし、当該申請（第10項の申請を含む。）のあった日において、当該申請に係る指定寄附金等が、当該申請のあった日から起算して5年を経過する日の属する年の12月30日までに第1項第1号ア又は第2号アに掲げる要件に該当しなくなることが予定されている場合にあっては、当該有効期間は、当該要件に該当しなくなることが予定されている日までとする。

- 9 前項の有効期間の満了後引き続き指定寄附金等について第1項各号の規定による市長の指定を受けようとする指定寄附金等を受領する法人若しくは団体又は指定寄附金等の支出の相手方である公益信託の受託者（以下この条において「指定寄附金等の受領法人等」という。）は、その有効期間の更新を受けなければならない。
- 10 前項の有効期間の更新を受けようとする指定寄附金等の受領法人等は、第8項の有効期間の満了の日の6月前から2月前までの間に、市長に有効期間の更新の申請をしなければならない。
- 11 第1項第1号の規定による市長の指定に係る前項の申請を行う指定寄附金等の受領法人等は、第3項各号に掲げる事項を記載した申請書に、第4項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 12 第1項第2号の規定による市長の指定に係る第10項の申請を行う指定寄附金等の受領法人等は、第5項各号に掲げる事項を記載した申請書に、第6項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 13 第10項の申請があった場合において、第8項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の第1項各号の規定による市長の指定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 14 市長は、第1項各号の規定による市長の指定をしたとき又は第9項の有効期間の更新を行ったときは、その旨を告示する。告示した事項に変更があったとき又は指定を取り消したときも、同様とする。
- 15 指定寄附金等の受領法人等は、第1項各号の規定による市長の指定を受けた

後において、第2項又は第10項の規定により申請した事項に異動があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書に、その証拠となる書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 届出をする者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 異動の内容
- (3) その他市長が必要と認める事項

16 指定寄附金等の受領法人等は、毎年3月15日までに、前年中に受領した指定寄附金等（第7項の規定により第1項の規定の適用を受けない寄附金又は金銭を除く。）について、次に掲げる事項を記載した報告書に、第2項又は第10項の規定による申請に係る事業（前項の規定により異動の届出を行った場合には、当該異動後の事業）を行ったことを証する書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 報告者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 寄附等をした者の氏名及び住所
- (3) 寄附等の金額
- (4) 寄附等を受領した年月日

17 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項各号の規定による市長の指定を取り消すことができる。

- (1) 指定寄附金等が第1項各号に規定する市長の指定の要件（同項第1号エ及び第2号エに掲げるものを除く。）に該当しなくなったとき
- (2) 指定寄附金等の受領法人等が正当な理由なく第15項の規定による届出又は前項の規定による報告を行わないとき
- (3) 指定寄附金等の受領法人等の不正な手段により指定寄附金等に指定されたことが判明したとき
- (4) 指定寄附金等の受領法人等が法令違反その他公益に反する行為を行ったとき

（外国税額控除）

第30条 所得割の納税義務者が、法第314条の8に規定する外国の所得税等を課された場合には、同条に規定するところにより控除すべき額を、その者の第26条及び前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第31条 所得割の納税義務者が、法第313条第13項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額又は同条第15項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第314条の9第1項に規定するところにより配当割額又は株式等譲渡所得割額を課された場合には、同項に規定するところにより控除すべき額を、その者の第26条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(所得の計算)

第32条 第17条第1項第1号に掲げる者に対して所得割を課する場合には、次の各号に定めるところによって、その者の第24条第1項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する。

- (1) その者が所得税に係る申告書を提出し、又は政府が総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額を更正し、若しくは決定した場合には、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する。ただし、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額が過少であると認められる場合には、調査し、その調査に基づいて算定する。
- (2) その者が前号の申告書を提出せず、かつ、政府が同号の決定をしない場合には、調査し、その調査に基づいて算定する。

第3款 申告義務

(市民税の申告等)

第33条 第17条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。)で定めるところにより、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第38条第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下この節においてこれらを「給与」という。)又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等(以下この節において「公的年金等」という。)の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつ

た者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第29条第1項の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）並びに前年の合計所得金額が第19条に定める金額以下である者（法第313条第3項、第4項、第8項又は第9項の規定の適用を受けようとする者を除く。）については、この限りでない。

- 2 市長は、第38条第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。
- 3 給与所得等以外の所得を有しなかった者（前2項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、総務省令で定めるところにより、これらの控除に関する事項を記載した申告書を、市長に提出しなければならない。
- 4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに第1項の申告書を提出することができる。
- 5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第17条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
- 6 第17条第1項第2号に掲げる者は、市長が市民税の賦課徴収について必要が

あると認める場合には、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 第17条第1項第2号に掲げる者の氏名、現住所及び賦課期日現在の住所
- (2) 賦課期日現在に区内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在
- (3) その他市長が必要と認める事項

7 新たに第17条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者は、その該当することとなった日から2月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 新たに第17条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者の名称及び代表者の氏名
- (2) 新たに開設する事務所、事業所又は寮等の所在
- (3) 新たに第17条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった日
- (4) その他市長が必要と認める事項

第34条 第17条第1項第1号に掲げる者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（以下この条において「確定申告書」という。）を提出した場合（政令で定める場合を除く。）には、この節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項から第4項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（総務省令で定める事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は前条第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、同条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、市民税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第35条 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総

務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他総務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、その異動の内容その他総務省令で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって総務省令で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他総務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(市民税に係る不申告に関する過料)

第37条 市民税の納税義務者が第33条第1項若しくは第2項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由なく提出しなかった場合又は同条第6項若しくは第7項の規定によって申告すべき事項について正当な理由なく申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(給与支払報告書等の提出義務)

第38条 1月1日現在において給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この節において同じ。）で、

当該給与の支払をする際所得税法第183条の規定によって所得税を徴収する義務があるものは、同月31日までに、総務省令で定めるところにより、1月1日現在区内に住所を有し、かつ、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を記載した給与支払報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者は、同項の規定によって提出した給与支払報告書に記載された給与の支払を受けている者のうち4月1日現在において給与の支払を受けなくなったものがある場合には、4月15日までに、総務省令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、給与の支払をする者で給与の支払をする際所得税法第183条の規定によって所得税を徴収する義務のあるものは、当該給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなったものがある場合には、その給与の支払を受けなくなった日の属する年の翌年の1月31日までに、総務省令で定めるところにより、当該給与の支払を受けなくなった日現在区内に住所を有する者についてその者に係る給与の支払を受けなくなった日の属する年の給与所得の金額その他必要な事項を給与支払報告書に記載し、これを市長に提出しなければならない。ただし、その給与の支払を受けなくなった日の属する年に当該給与の支払をする者から支払を受けた給与の金額の総額が300,000円以下である者については、この限りでない。

4 1月1日現在において公的年金等の支払をする者で、当該公的年金等の支払をする際所得税法第203条の2の規定によって所得税を徴収する義務があるものは、同月31日までに、総務省令で定めるところにより、1月1日現在区内に住所を有し、かつ、当該公的年金等の支払を受けている者についてその者に係る前年中の公的年金等の支払額その他必要な事項を記載した公的年金等支払報告書を市長に提出しなければならない。

5 第1項又は第3項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者で、当該給与支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第226条第1項に規定する源泉徴収票について同法第228条の4第1項の規定の適用を受けるものは、第1項又は第3項の規定にかかわらず、当該給与支払報告書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この項及び第7項において「給与支払報告書記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによ

り市長に提供しなければならない。

(1) 電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。次項第1号において同じ。）を使用する方法として総務省令で定める方法

(2) 当該給与支払報告書記載事項を総務省令で定めるところにより記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という。）を提出する方法

6 第4項の規定によって公的年金等支払報告書を提出する義務がある者で、当該公的年金等支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第226条第3項に規定する源泉徴収票について同法第228条の4第1項の規定の適用を受けるものは、第4項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払報告書に記載すべきものとされる同項に規定する事項（以下この項及び次項において「公的年金等支払報告書記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかにより市長に提供しなければならない。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法として総務省令で定める方法

(2) 当該公的年金等支払報告書記載事項を総務省令で定めるところにより記録した光ディスク等を提出する方法

7 第1項、第3項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書（以下この項及び次項において「報告書」という。）を提出すべき者（前2項の規定の適用を受ける者を除く。）が、政令で定めるところにより第1項、第3項若しくは第4項に規定する市長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前2項の規定に基づき給与支払報告書記載事項若しくは公的年金等支払報告書記載事項（以下この項及び次項において「記載事項」という。）を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき報告書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもって当該報告書の提出に代えることができる。

8 第5項又は第6項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第1項、第3項又は第4項の規定により報告書の提出が行われたものとみなして、第33条第2項及びこの条第1項から第4項までの規定を適用する。

第4款 賦課及び徴収

(個人の市民税の賦課期日)

第39条 個人の市民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(個人の市民税の徴収の方法)

第40条 個人の市民税の徴収については、第42条、第47条第1項若しくは第2項、第52条第1項又は第66条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法による。

(普通徴収に係る個人の市民税の納期)

第41条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月17日から同月30日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 10月1日から同月31日まで

第4期 1月1日から同月31日まで

2 市長は、特別の事情がある場合には、前項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第42条 個人の市民税の納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収する。

2 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合において、市長がその必要を認めたときは、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。ただし、第33条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があ

るときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収する。

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第47条第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第43条 前条の規定により特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収しようとする場合には、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。第3項において同じ。）のうち、所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を特別徴収義務者として指定する。

2 同一の納税義務者について前項の特別徴収義務者が2以上ある場合には、1の特別徴収義務者に給与所得に係る特別徴収税額（法第321条の4第1項に規定する給与所得に係る特別徴収税額をいう。以下この節において同じ。）の全部を徴収させる。ただし、その全部を1の特別徴収義務者から徴収させることが困難と認められる場合には、各特別徴収義務者が当該年中にそれぞれ支払うべき給与の額にあん分してこれをこれらの者に徴収させる。

3 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって

従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、前条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させる。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させることが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第44条 前条の特別徴収義務者は、法第321条の4第2項に規定する期日までに同条第1項後段（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受け取った場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の12分の1の額を6月から翌年5月まで、当該期日後に当該通知を受け取った場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年5月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年5月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の10日までに、これを納入しなければならない。ただし、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合には、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき月に給与の支払をする際その全額を徴収し、その徴収した月の翌月の10日までに、これを納入しなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、前条の規定によりその者が徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなり、かつ、総務省令で定めるところによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額（前項の規定により特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下この項及び次項において同じ。）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間におい

て発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに、これを納入しなければならない。

3 前項の場合には、特別徴収義務者は、総務省令で定めるところにより、給与の支払を受けないこととなった納税義務者の氏名、その者に係る給与所得に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額その他必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

（給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例）

第45条 第43条の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの（給与の支払を受ける者が常時10人未満であるものに限る。以下この条において「事務所等」という。）につき、市長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間）に当該事務所等において支払った給与について前条第1項の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、同項の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月10日までに納入することができる。同条第2項の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額についても、同様とする。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第46条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第41条の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第47条 納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、か

つ、当該年度の初日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項に規定する老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認めるものその他の政令で定めるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第42条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この節において同じ。）の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

- 2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合（第42条第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項ただし書に規定する場合を除く。）には、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。
- 3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第41条の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

（年金保険者による本市に対する通知）

第48条 当該年度の初日において年齢65歳以上の者であって老齢等年金給付の支払を受けているものに対し当該老齢等年金給付の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）は、当該年度の初日の属する年の5月25日までに、当該年度の初日において当該老齢等年金給付の支払を受けている者（同日において区内に住所を有する者に限る。）の氏名、住所、性別、生年月日その他総務省令で定める事項、当該老齢等年金給付の種類及び年額並びに当該老

齢等年金給付の支払を行う年金保険者の名称を、本市に通知しなければならない。

(年金保険者の特別徴収義務)

第49条 第47条第1項の規定により特別徴収の方法によって年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)を徴収する場合には、当該特別徴収対象年金所得者に係る年金保険者を特別徴収義務者として当該年金所得に係る特別徴収税額を徴収させる。

2 前項の場合において、同一の特別徴収対象年金所得者について老齢等年金給付が2以上あるときは、政令で定めるところにより、1の老齢等年金給付(以下この節において「特別徴収対象年金給付」という。)について年金所得に係る特別徴収税額を徴収させる。

(年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務)

第50条 年金保険者は、法第321条の7の5第1項の規定による通知を受けた場合には、当該通知に係る支払回数割特別徴収税額を、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際徴収し、その徴収した日の属する月の翌月の10日までに、納入しなければならない。

2 前項の支払回数割特別徴収税額は、総務省令で定めるところにより、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

(年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務を負わない場合における年金保険者による本市に対する通知)

第51条 法第321条の7の7第1項又は第3項の場合には、年金保険者は、総務省令で定めるところにより、当該特別徴収対象年金所得者の氏名、当該特別徴収対象年金所得者に係る年金所得に係る特別徴収税額の徴収の実績その他必要な事項を、本市に通知しなければならない。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第52条 前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、第47条第1項の規定により第50条第2項に規定する支払

回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第42条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。）をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第47条第1項の規定の適用がある場合における同項及び同条第2項並びに第49条の規定の適用にあつては、第47条第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは「から第52条第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

3 前3条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第49条第1項中「第47条第1項」とあるのは「第52条第1項」と、「（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。））」と、第50条各項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替える。

（特別徴収対象年金所得者が市外に転出した場合の取扱い）

第53条 特別徴収対象年金所得者が当該年度の初日において本市の区域内に住所を有しない場合には、第47条の規定にかかわらず、当該特別徴収対象年金所得

者の年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収しない。

- 2 前項の場合において、同項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から前条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額を第41条の納期のうち当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第54条 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第41条の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。

(法人の市民税の申告納付等)

第55条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく、総務省令で定める様式によって、市長に提出するとともに、その申告に係る市民税額又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があつたものとみなされる申告書に係る市民税額を納付しなければならない。

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、法第321条の8第24項に規定する外国の法人税等を課された場合には、同項に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 3 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課

税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第13条の規定を適用する。

- 4 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人については、同項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第13条の規定を適用する。

(災害による被害を受けた者に対する市民税の減免)

第56条 災害による被害を受けた者のうち市民税の全額負担に堪えることが困難であると市長が認めるものに対しては、申請に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、市民税を減免する。

- (1) 第17条第1項第1号に掲げる者のうち、災害により死亡し、又は身体に著しい傷害を受けたもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

ア 災害により死亡した者 免除

イ 災害により、回復後（症状が固定したときを含む。）において障害者に該当することが見込まれる程度の傷害を受けた者 100分の90に相当する額の減額

ウ 災害により1月以上の入院を必要とすることが見込まれる程度の傷害を受けた者 100分の60に相当する額の減額

- (2) 第17条第1項第1号に掲げる者のうち、災害により住宅又は家財につき損害を受けたもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

ア 損害額の住宅及び家財の価格に対する割合が10分の7以上の者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

(ア) 前年の合計所得金額が7,500,000円以下の者 免除

(イ) 前年の合計所得金額が7,500,000円を超え10,000,000円以下の者 100分の60に相当する額の減額

イ 損害額の住宅及び家財の価格に対する割合が10分の5以上10分の7未満の者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

(ア) 前年の合計所得金額が5,000,000円以下の者 免除

(イ) 前年の合計所得金額が5,000,000円を超え7,500,000円以下の者 100分の60に相当する額の減額

(ウ) 前年の合計所得金額が7,500,000円を超え10,000,000円以下の者 100分の30に相当する額の減額

ウ 損害額の住宅及び家財の価格に対する割合が10分の3以上10分の5未満の者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

(ア) 前年の合計所得金額が5,000,000円以下の者 100分の60に相当する額の減額

(イ) 前年の合計所得金額が5,000,000円を超え7,500,000円以下の者 100分の30に相当する額の減額

(ウ) 前年の合計所得金額が7,500,000円を超え10,000,000円以下の者 100分の15に相当する額の減額

(3) 第17条第1項第2号に掲げる者のうち、事務所、事業所又は家屋敷につき損害を受けた者であつて、損害額の当該事務所、事業所又は家屋敷の価格に対する割合が10分の7以上のもの 免除

2 前項の規定による減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税額について行う。

(1) 普通徴収の方法によって徴収する市民税について減免する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める税額

ア 1月1日から3月末日までの間に災害による被害を受けた場合 災害による被害を受けた日の属する年度分の市民税額のうち同日以後に納期限が到来する部分の税額及び当該年度の翌年度分の市民税額

イ 4月1日から12月末日までの間に災害による被害を受けた場合 災害による被害を受けた日の属する年度分の市民税額のうち同日以後に納期限が到来する部分の税額

(2) 第42条の規定による特別徴収（次条及び第60条において「給与所得に係る特別徴収」という。）の方法によって徴収する市民税について減免する場合 災害による被害を受けた日の属する月の翌月から同日の属する年の翌年の5月までの月割額（第44条第2項に規定する月割額をいう。次条及び第60条

において同じ。)

(3) 第47条第1項若しくは第2項又は第52条第1項の規定による特別徴収（次条及び第60条において「年金所得に係る特別徴収」という。）の方法によって徴収する市民税について減免する場合 災害による被害を受けた日の属する月の翌月から同日の属する年の翌年の3月までの間における支払回数割仮特別徴収税額（第52条第3項において読み替えられた第50条第2項に規定する支払回数割仮特別徴収税額をいう。次条及び第60条において同じ。）（災害による被害を受けた日が4月1日から6月末日までの間である場合には、その日の属する年度の4月1日からその日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）及び支払回数割特別徴収税額（第50条第2項に規定する支払回数割特別徴収税額をいう。次条及び第60条において同じ。）

3 第1項の規定は、第63条の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）については、適用しない。

4 納税義務者が、第1項各号に掲げる事由の2以上に該当するときは、そのうち減額する割合が最も高い事由（当該事由が複数あるときは、そのうちいずれかの事由）を適用する。

（公私の扶助を受ける者等に対する市民税の減免）

第57条 次の各号のいずれかに該当する者のうち市民税の全額負担に堪えることが困難であると市長が認めるものに対しては、申請に基づき、第41条の納期に係る納付額（給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあつては月割額、年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあつては支払回数割仮特別徴収税額又は支払回数割特別徴収税額）ごとに、当該各号に定めるところにより、市民税を減免する。ただし、第1号については、生活のため公私の扶助を受ける期間中に納期限が到来する部分の税額（給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収するものにあつては、その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの月割額とし、年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収するものにあつては、その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの間における支払回数割仮特別徴収税額（その期間の初日が4月1日から6月末日までの間である場合（その期間の末日が当該6月末日前である場合を除く。）には、その期間の初日の属する年度の4月1日からその期間の初日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）及び支払回数割特別徴収税額とする。）の減免に、第2号について

は、失業期間中に納期限が到来する部分の税額（年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収するものにあつては、その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの間における支払回数割仮特別徴収税額（その期間の初日が4月1日から6月末日までの間である場合（その期間の末日が当該6月末日前である場合を除く。）には、その期間の初日の属する年度の4月1日からその期間の初日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）及び支払回数割特別徴収税額とする。）の減免に、それぞれ限る。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受ける者その他貧困により生活のため公私の扶助を受ける者（所得割を課されない者に限る。） 免除

(2) 失業者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第14条第2項第1号に規定する受給資格を有する者及びこれと同様の失業状態にあると認められる者（正当な理由のない自己の都合による退職、定年退職又は移籍出向を理由とする退職をした者（次号において「自己都合等退職者」という。）又は前年中に事業所得等の給与所得以外で継続性のある所得を有しており、当該所得の金額の合計額が給与所得の金額を上回っている者を除く。）をいう。）

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

ア 前年の合計所得金額が1,700,000円（控除対象配偶者又は扶養親族（以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する者にあつては、1,700,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額）以下の者 免除

イ 前年の合計所得金額が2,100,000円（控除対象配偶者等を有する者にあつては、2,100,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額）以下の者（アに該当する者を除く。） 10分の70に相当する額の減額

ウ 前年の合計所得金額が2,500,000円（控除対象配偶者等を有する者にあつては、2,500,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額）以下の者（ア又はイに該当する者を除く。） 10分の50に相当する額の減額

(3) 当該年度の初日の属する年中の合計所得金額の見積額が前年の合計所得金額の10分の6以下に減少する者（自己都合等退職者、所得税法第111条の規定による予定納税額の減額の承認の申請ができる者で当該申請をしないもの

又は当該年中の不動産所得の金額、事業所得の金額（租税特別措置法第28条の4第1項、第37条の6第4項、第37条の9第2項、第37条の10第1項、第37条の10の2第2項、第37条の11の3第1項及び第2項並びに第41条の14第1項に規定する事業所得の金額を除く。）及び給与所得の金額の見積額の合計額が前年のこれらの所得の金額の合計額の10分の6を超える者を除く。）

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

ア 前年の合計所得金額が1,700,000円（控除対象配偶者等を有する者にあつては、1,700,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額）以下の者 市民税額に合計所得金額の減少率を乗じて得た額の100分の70に相当する額の減額

イ 前年の合計所得金額が2,100,000円（控除対象配偶者等を有する者にあつては、2,100,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額）以下の者（アに該当する者を除く。） 市民税額に合計所得金額の減少率を乗じて得た額の100分の50に相当する額の減額

ウ 前年の合計所得金額が2,500,000円（控除対象配偶者等を有する者にあつては、2,500,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額）以下の者（ア又はイに該当する者を除く。） 市民税額に合計所得金額の減少率を乗じて得た額の100分の30に相当する額の減額

(4) 当該年度に係る賦課期日において障害者、未成年者、寡婦又は寡夫に該当する者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

ア 前年の合計所得金額が1,300,000円以下の者 100分の70に相当する額の減額

イ 前年の合計所得金額が1,350,000円以下の者（アに該当する者を除く。） 100分の50に相当する額の減額

2 前項の規定による減免を受ける者について、当該年度の市民税額が変更され、又は特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する市民税額が普通徴収の方法によって徴収されることとなったこと等により、同項の規定による減免を受ける他の者との均衡を失することとなると市長が認めるときは、これらの者との均衡を考慮して市長が定めるところにより、減免の対象となる部分の税額を調整することができる。

- 3 第1項の規定は、分離課税に係る所得割については、適用しない。
- 4 第1項の規定は、同項の申請の時ににおいて、既に納付されている市民税額については、適用しない。
- 5 納税義務者が、第1項各号に掲げる事由の2以上に該当するときは、そのうち減額する割合が最も高い事由（当該事由が複数あるときは、そのうちいずれかの事由）を適用する。

（収益事業を行わない法人に対する市民税の免除）

第58条 次の各号のいずれかに該当するものに対しては、その者の申請に基づき、市民税を免除する。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人で収益事業を行わないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体で収益事業を行わないもの
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で収益事業を行わないもの

（公益上その他特別の事情がある者に対する市民税の減免）

第59条 前3条に定めるもののほか、市長は、公益上その他特別の事情がある者に限り、申請に基づき、市規則で定めるところにより市民税を減免することができる。

（市民税の減免の申請手続等）

第60条 第56条から前条までの規定によって市民税の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、次項に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 普通徴収の方法によって徴収する市民税について減免を受けようとする者（第3号から第5号までに該当する者を除く。） 当該市民税の各納期限
- (2) 特別徴収の方法によって徴収する市民税（分離課税に係る所得割を除く。）について減免を受けようとする者（次号から第5号までに該当する者を除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日
 - ア 給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税について減免を受けようとする者 当該減免を受けようとする月割額を徴収すべき月の前月の末日
 - イ 年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税について減免を

受けようとする者 支払回数割仮特別徴収税額又は支払回数割特別徴収税額を徴収すべき日の属する月の前月の末日（当該年度の4月1日から6月末日までの間に徴収すべき支払回数割仮特別徴収税額について減免を受けようとするときは、6月30日）

(3) 第56条第1項の規定により市民税の減免を受けようとする者 災害のやんだ日から起算して10日を経過する日

(4) 市民税の各納期限前（特別徴収に係る市民税にあつては、第2号に定める日前）9日目以後に第57条第1項第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった者 当該事由に該当することとなった日の翌日から起算して10日を経過する日

(5) 第57条第1項第3号に掲げる事由に該当する者のうち、所得税法第111条の規定による予定納税額の減額の承認の申請ができるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日

ア 所得税法第111条第1項の規定により予定納税額の減額の承認の申請をする者が、第41条第1項の第1期の納期に係る納付額（給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあつては7月に徴収すべき月割額、年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあつては当該年度の4月1日から6月末日までの間に徴収すべき支払回数割仮特別徴収税額）について減免を受けようとする場合（イに該当する場合を除く。） 7月15日

イ 所得税法第111条第1項の規定により予定納税額の減額の承認の申請をする者で、同条第3項の規定の適用を受けるものが、第41条第1項の第1期の納期限の日から同法第111条第3項に定める日までの間に納期限が到来する部分の税額（給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあつては7月から同項に定める日の属する月までの間に徴収すべき月割額、年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあつては当該年度の4月1日から同項に定める日の属する月の末日までの間に徴収すべき支払回数割仮特別徴収税額又は支払回数割特別徴収税額）について減免を受けようとする場合 同項に定める日

ウ 所得税法第111条第2項の規定により予定納税額の減額の承認の申請をする者が、第41条第1項の第3期の納期に係る納付額（給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあつては、11月に徴収すべき月割

額) について減免を受けようとする場合 (エに該当する場合を除く。)

11月15日

エ 所得税法第111条第2項の規定により予定納税額の減額の承認の申請をする者で、同条第3項の規定の適用を受けるものが、第41条第1項の第3期の納期限の日から同法第111条第3項に定める日までの間に納期限が到来する部分の税額 (給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあっては11月から同項に定める日の属する月までの間に徴収すべき月割額、年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあっては当該年度の12月1日から同項に定める日 (その日が当該年度の11月末日以前の日である場合を除く。)) の属する月の末日までの間に徴収すべき支払回数割特別徴収税額) について減免を受けようとする場合 同項に定める日

(6) 第58条の規定により市民税の免除を受けようとする者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日

ア イに掲げるもの以外のもの 当該市民税の納期限

イ 初めて市内に事務所、事業所又は寮等 (以下この号において「事務所等」という。) を有することとなったもの (初めて市内に事務所等を有することとなった日の属する年度の翌年度において申告納付すべき法人の市民税に係る免除の申請をする場合に限る。) 5月31日

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 納税者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 及び住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

(2) 減免を受けようとする理由

(3) その他市長が必要と認める事項

(市民税の減免事由が変更又は消滅した場合における申告)

第61条 第56条、第57条又は第59条の規定によって市民税の減免を受けた者は、前条第1項の規定により申請した減免事由が変更し、又は消滅した場合には、その減免事由が変更し、又は消滅した日から起算して10日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税者の氏名及び住所

(2) 変更し、又は消滅した減免事由

(3) その他市長が必要と認める事項

(市民税の減免の取消し)

第62条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第56条から第59条までの規定による減免の全部又は一部を取り消す。

- (1) 市民税の減免を受けた者が、第56条から第59条までに規定する事由に該当しないことが判明したとき
- (2) 市民税の減免を受けた者が、虚偽の申請その他不正の行為により減免を受けたことが判明したとき

第5款 退職所得の課税の特例

(退職所得の課税の特例)

第63条 退職手当等（所得税法第199条の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下この款において同じ。）の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において区内に住所を有する者が当該退職手当等の支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第24条、第26条及び第39条の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、この款に規定するところによって課する。

(分離課税に係る所得割の課税標準)

第64条 分離課税に係る所得割の課税標準は、その年中の退職所得の金額とする。

- 2 前項の退職所得の金額は、所得税法第30条第2項に規定する退職所得の金額の計算の例によって算定する。

(分離課税に係る所得割の税率)

第65条 分離課税に係る所得割の税率は、100分の6とする。

(分離課税に係る所得割の徴収の方法)

第66条 分離課税に係る所得割の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者の指定)

第67条 前条の規定によって分離課税に係る所得割を特別徴収の方法によって徴収しようとする場合には、当該分離課税に係る所得割の納税義務者に対して退職手当等の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、他の市町村において退職手当等の支払をするものを含む。）を特別徴収義務者として指定する。

(特別徴収税額の納入の義務)

第68条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等

について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、総務省令で定める様式によって、その徴収すべき分離課税に係る所得割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、その納入金を納入しなければならない。

- 2 第45条の規定は、前項の規定により同項の納入金を納入する場合について準用する。この場合において、同条中「支払った給与」とあるのは「支払った退職手当等」と、「納入」とあるのは「申告納入」と、「前条第1項」とあるのは「第68条第1項」と読み替える。

(特別徴収税額)

第69条 前条第1項の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額とする。

- (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第71条第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第64条及び第65条の規定を適用して計算した税額
- (2) 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合 その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第64条及び第65条の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき前条第1項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額

- 2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、前条第1項の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第64条及び第65条の規定を適用して計算した税額とする。

(退職所得申告書)

第70条 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において区内に住所を有する者は、その支払を受ける時までに、法第328条の7第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を、その

退職手当等の支払者を経由して、市長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。

- 2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に經由すべき退職手当等の支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された時に市長に提出されたものとみなす。

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第71条 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由なく提出しなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(分離課税に係る所得割の普通徴収)

第72条 その年において退職手当等の支払を受けた者が第69条第2項に規定する分離課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収されるべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第64条及び第65条の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第68条第1項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を超えるときは、第66条の規定にかかわらず、その超える金額に相当する税額を直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。この場合には、第41条の規定は、適用しない。

第2節 固定資産税

第1款 通則

(固定資産税の納税義務者等)

第73条 固定資産税は、固定資産に対し、その所有者（質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下この節において同じ。）に課する。

- 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（区分所有に係る家屋（法第341条第12号に規定する区分所有に係る家屋をいう。以下同じ。）については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項の区分所有者とする。以下この節において同じ。）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦

課期日前に死亡しているとき若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

- 3 第1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。
- 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。
- 5 農地法（昭和27年法律第229号）第45条第1項若しくは農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農地法第78条第1項の規定によって農林水産大臣が管理する土地又は旧相続税法（昭和22年法律第87号）第52条、相続税法（昭和25年法律第73号）第41条若しくは第48条の2、所得税法の一部を改正する法律（昭和26年法律第63号）による改正前の所得税法第57条の4、戦時補償特別措置法（昭和21年法律第38号）第23条若しくは財産税法（昭和21年法律第52号）第56条の規定によって国が収納した農地については、買収し、又は収納した日から国が当該土地又は農地を他人に売り渡し、その所有権が売渡しの相手方に移転する日までの間はその使用者をもって、その日後当該売渡しの相手方が登記簿に所有者として登記される日までの間はその売渡しの相手方をもって、それぞれ第1項の所有者とみなす。
- 6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」とい

う。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

- 7 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によって使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で政令で定めるものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者

とみなす。

8 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この項において同じ。）が信託の引受けをした償却資産で、その信託行為の定めるところに従い当該信託会社が他の者にこれを譲渡することを条件として当該他の者に賃貸しているものについては、当該償却資産が当該他の者の事業の用に供するものであるときは、当該他の者をもって第1項の所有者とみなす。

9 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他総務省令で定めるものを含む。）であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

（土地又は家屋を現に所有している者の申告）

第74条 前条第2項後段の規定の適用を受ける所有者は、その事由の生じた日の属する年の翌年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 現に所有している者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 固定資産の種類及び所在
- (3) その他市長が必要と認める事項

（固定資産税の非課税の規定の適用を受ける者がすべき申告）

第75条 法第348条第2項本文の規定の適用を受ける者は、その事由の生じた日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所有者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 固定資産の種類及び所在
- (3) その他市長が必要と認める事項

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第76条 法第348条第2項各号に掲げる固定資産として同項本文の規定の適用を受ける固定資産について、同項各号に規定する用途に供しないこととなった場合又は無料で使用させている固定資産を有料で使用させることとなった場合には、当該固定資産の所有者は、その事由の生じた日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 所有者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

(2) 固定資産の種類及び所在

(3) その他市長が必要と認める事項

(非課税の固定資産に対する有料貸付者の納税義務)

第77条 固定資産を有料で借り受けた者がこれを法第348条第2項各号に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に対し、固定資産税を課する。

(土地又は家屋に対して課する固定資産税の課税標準)

第78条 基準年度に係る賦課期日に所在する土地又は家屋(以下「基準年度の土地又は家屋」という。)に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格(以下「基準年度の価格」という。)で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳(以下「土地課税台帳等」という。)又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳(以下「家屋課税台帳等」という。)に登録されたものとする。

2 基準年度の土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第2年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は本市の区域内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合には、当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、

当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格（第2年度において前項ただし書に規定する事情があったため、同項ただし書の規定によって当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合には、当該価格とする。以下この項において同じ。）で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は本市の区域内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合には、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

4 第2年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋（以下「第2年度の土地又は家屋」という。）に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

5 第2年度の土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第2年度の土地又は家屋について、第3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は本市の区域内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合には、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

6 第3年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋に対し

て課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

(償却資産に対して課する固定資産税の課税標準)

第79条 償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとする。

(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例)

第80条 法第349条の3の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前2条の規定にかかわらず、法第349条の3に定めるところによる。

(住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例)

第81条 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条、第100条及び第101条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第78条及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

2 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第78条及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例)

第82条 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び第101条において同じ。）の規定の適用を受ける法第349条の3の3第1項に規定する被災住宅用地（第101条において「被災住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、同項に定めるところによる。

(固定資産税の税率)

第83条 固定資産税の税率は、100分の1.4とする。

(区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税額のおん分割合の補正)

第84条 区分所有者（法第352条第1項に規定する区分所有者をいう。以下この節において同じ。）全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合について、区分所有者

全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度等の差違に応じて協議して定めた補正の方法を申し出た場合において、市長が当該補正の方法を適当と認めるときは、当該補正の方法によって当該割合を補正することができる。

2 前項の規定による申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 家屋の所在
- (3) 各区分所有者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (4) 各区分所有者に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合
- (5) 補正の方法
- (6) その他市長が必要と認める事項

（区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地に対して課する固定資産税額のおん分の申出）

第85条 共用土地（法第352条の2第1項に規定する共用土地をいう。以下この項において同じ。）で同項第1号に掲げる要件に該当するもののうち、同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る同条第5項の規定による固定資産税のおん分の申出は、共用土地納税義務者（同条第1項に規定する共用土地納税義務者をいう。以下この項において同じ。）の代表者が毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 共用土地の所在
- (3) 各共用土地納税義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (4) 法第352条の2第1項の規定によりおん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項に

において「特定被災共用土地」という。)に係る同条第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項及び次項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(以下この項、次項及び第101条において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第101条第2項において「避難の指示等」という。))が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第101条第2項において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第101条第2項において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度。次項において同じ。)の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (2) 特定被災共用土地の所在
- (3) 各特定被災共用土地納税義務者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (4) 法第352条の2第3項の規定によりおん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等(以下この項において「特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等」という。)に係る法第352条の2第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出は、同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項に規定する特定仮換地等納税義務者の代表者が被災年度の翌年度又は翌々年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

- (2) 特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等の所在
- (3) 各特定被災共用土地納税義務者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (4) 法第352条の2第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- (5) その他市長が必要と認める事項
（固定資産税の納税管理人）

第86条 固定資産税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、その必要が生じた日から10日以内に、市内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。以下この項において同じ。）のうちから納税管理人を定めて、これを市長に申告し、又は市外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告をした事項又は承認を受けた事項に異動を生じた場合においても、また同様とする。

2 前項前段の規定による申告又は申請は、次に掲げる事項を記載した申告書又は申請書を提出してしなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 納税管理人の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所（法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 第1項後段に規定する場合における申告又は申請は、次に掲げる事項を記載した申告書又は申請書を提出してしなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 異動の内容及び異動年月日
- (3) その他市長が必要と認める事項

4 第1項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る固定資産税の徴収の確保に支障がないことについて、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要

しない。

(1) 納税義務者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

(2) 納税管理人を定めない理由

(3) その他市長が必要と認める事項

（固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第87条 前条第4項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由なく申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第2款 賦課及び徴収

（固定資産税の賦課期日）

第88条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

（固定資産税の納期）

第89条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

第1期 4月17日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 2月1日から同月末日まで

2 前項の規定にかかわらず、固定資産税額（第160条第1項の規定によって都市計画税を併せて徴収する場合にあつては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。）が4,000円以下の金額であるものについては、前項の第1期において、その全額を徴収する。

3 市長は、特別の事情がある場合には、前2項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

（固定資産税の徴収の方法）

第90条 固定資産税の徴収については、普通徴収の方法による。

2 法第364条第5項に規定する固定資産について、同条第2項の納税通知書の交付期限までに当該固定資産に係る法第389条第1項の規定による通知が行わ

れなかった場合には、当該固定資産に係る法第364条第5項に規定する仮算定税額（以下この項において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合には、当該仮算定税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期において、当該固定資産に係る固定資産税として徴収する。ただし、当該徴収することができる額の総額は、仮算定税額の2分の1に相当する額を超えることができない。

（災害により損害を受けた固定資産に対する固定資産税の減免）

第91条 災害により損害を受けた土地に対する固定資産税は、申請に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより減免する。

- (1) 被害面積（災害により本来の用に供することができなくなった部分の面積をいう。以下この項において同じ。）の当該土地の面積に対する割合が10分の8以上であるとき 免除
- (2) 被害面積の当該土地の面積に対する割合が10分の6以上10分の8未満であるとき 100分の80に相当する額の減額
- (3) 被害面積の当該土地の面積に対する割合が10分の4以上10分の6未満であるとき 100分の60に相当する額の減額
- (4) 被害面積の当該土地の面積に対する割合が10分の2以上10分の4未満であるとき 100分の40に相当する額の減額
- (5) 被害面積の当該土地の面積に対する割合が10分の1以上10分の2未満であるとき 100分の20に相当する額の減額

2 災害により損害を受けた家屋に対する固定資産税は、申請に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより減免する。

- (1) 家屋の原形をとどめないとき又は復旧が不能となったとき 免除
- (2) 家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき（前号に掲げる場合を除く。） 100分の80に相当する額の減額
- (3) 家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき 100分の60に相当する額の減額
- (4) 家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき 100分の40に相当する額の減額
- (5) 家屋の価格の10分の1以上10分の2未満の価値を減じたとき 100分の20に相当する額の減額

3 災害により損害を受けた償却資産に対する固定資産税は、申請に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより減免する。

- (1) 償却資産が流失し、若しくは消失し、又は使用価値を喪失したとき 免除
- (2) 償却資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき（前号に掲げる場合を除く。） 100分の80に相当する額の減額
- (3) 償却資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき 100分の60に相当する額の減額
- (4) 償却資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき 100分の40に相当する額の減額
- (5) 償却資産の価格の10分の1以上10分の2未満の価値を減じたとき 100分の20に相当する額の減額

4 前3項までの規定による減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税額について行う。

- (1) 1月2日から3月末日までの間に災害による損害を受けた場合 災害による損害を受けた日の属する年度分の税額のうち同日以後に納期限が到来する部分の税額及び当該年度の翌年度分の税額
- (2) 4月1日から翌年1月1日までの間に災害による損害を受けた場合 災害による損害を受けた日の属する年度分の税額のうち同日以後に納期限が到来する部分の税額

（生活保護法の規定による生活扶助を受ける者等に対する固定資産税の減免）

第92条 生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が所有し、かつ、自ら使用する家屋及びその敷地（当該家屋の延べ面積及びその敷地面積のうちそれぞれ70平方メートルを超えない部分に限る。）に対する固定資産税については、申請に基づき、生活扶助を受けるに至った日の属する月の翌月から生活扶助を受けなくなった日の属する月までの月割の方法により算出した額を減額する。

2 次の各号のいずれの事由にも該当する家屋及びその敷地（所有者の居住の用に供する延べ面積が70平方メートル以下である家屋及びその敷地に限る。）に対する固定資産税については、申請に基づき、100分の50に相当する額を減額する。

- (1) 賦課期日現在において、所有者が法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者、寡婦、寡夫又は65歳以上の者であること
- (2) 所有者及び所有者と生計を一にする者の全員が、前年の合計所得金額が第

19条で定める金額以下であることにより、当該年度分の均等割が課されていない者であること

(3) 賦課期日現在において、所有者が当該家屋及びその敷地以外の固定資産を所有していないこと

(4) 当該家屋及びその敷地に係る当該年度分の固定資産税及び都市計画税の年税額の合計が50,000円以下であること

(本市施行の土地区画整理事業により使用収益できない土地等に対する固定資産税の減免)

第93条 本市施行の土地区画整理事業（土地区画整理法による土地区画整理事業のうち本市が施行するものをいう。以下この条において同じ。）により、仮換地の指定前に道路、公園その他公共の用に供されたため使用収益することができない土地に対する固定資産税については、申請に基づき、使用収益することができなくなった日の属する月の翌月から仮換地の指定のあった日の属する月までの月割の方法により算出した額を減額する。

2 本市施行の土地区画整理事業により、指定された仮換地に他人の工作物等があり、その全部又は一部につき使用収益することができない場合における仮換地又は当該仮換地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）に対する固定資産税については、申請に基づき、仮換地の使用収益することができない部分の割合に応じた仮換地の指定のあった日の属する月の翌月から使用収益することができるに至った日の属する月までの月割の方法により算出した額を減額する。ただし、従前の土地のうち自ら使用し、又は他人に使用されている部分があるときは、その使用部分の従前の土地に対する割合を当該減額すべき額に乗じて得た額を当該減額すべき額から差し引く。

3 本市施行の土地区画整理事業により、過小宅地となるため、仮換地を指定せず金銭をもって清算される土地（使用収益している部分を除く。）に対する固定資産税については、申請に基づき、使用収益することができなくなった日の属する月の翌月から月割の方法により算出した額を減額する。

4 本市が取得した固定資産（本市が共有する固定資産のうち本市の持分が増加したものを含む。）に対する固定資産税については、申請に基づき、当該固定資産が引き渡された日（本市の持分が増加した場合にあっては、当該持分が増加した日）の属する月の翌月から月割の方法により算出した額を減額する。ただし、本市の持分が増加した場合にあっては、当該増加により減少した当該

減額を受けようとする者の持分の従前の当該減額を受けようとする者の持分に対する割合を当該減額すべき額に乗じて得た額を当該減額すべき額から差し引く。

5 本市の事業により移転補償の対象となった固定資産に対する固定資産税については、申請に基づき、当該固定資産が撤去された日の属する月の翌月からの月割の方法により算出した額を減額する。

(公益上その他特別の事情がある者に対する固定資産税の減免)

第94条 前3条に定めるもののほか、市長は、公益上その他特別の事情がある者に限り、申請に基づき、市規則で定めるところにより固定資産税を減免することができる。

(固定資産税の減免の申請手続等)

第95条 第91条から前条までの規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、次項に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第91条第1項から第3項までの規定によって固定資産税の減免を受けようとする者 災害のやんだ日から起算して10日を経過する日
- (2) 固定資産税の最初の納期限前9日目以後に第92条第1項又は第93条各項の規定に該当することとなった者 当該規定に該当することとなった日の翌日から起算して10日を経過する日
- (3) 第92条第2項各号に掲げる事由に該当する者 固定資産税の賦課期日の属する年の6月30日(同日前9日目以後に同項各号に掲げる事由に該当することとなった場合にあっては、当該事由に該当することとなった日の翌日から起算して10日を経過する日)
- (4) 前3号に掲げる事由のいずれにも該当しない者 当該固定資産税の最初の納期限

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 納税者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 固定資産の種類及び所在
- (3) その他市長が必要と認める事項

(固定資産税の減免事由が消滅した場合における申告)

第96条 第92条第1項又は第93条第1項若しくは第2項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、これらの規定により申請した減免事由が消滅した場合には、その消滅した日から起算して10日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 固定資産の種類及び所在
- (3) 消滅した減免事由
- (4) その他市長が必要と認める事項
（固定資産税の減免の取消し）

第97条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第91条から第94条までの規定による減免を取り消す。

- (1) 固定資産税の減免を受けた者が、第91条から第94条までに規定する事由に該当しないことが判明したとき
- (2) 固定資産税の減免を受けた者が、虚偽の申請その他不正の行為により減免を受けたことが判明したとき

第3款 固定資産課税台帳

（固定資産課税台帳等の備付け）

第98条 固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳、地籍図、家屋見取図その他固定資産の評価に関して必要な資料を整備しておかなければならない。

（固定資産の申告）

第99条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者（法第389条第1項の規定によって大阪府知事又は総務大臣が評価すべき償却資産の所有者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに市長に申告しなければならない。

第100条 住宅用地の所有者は、当該年度に係る賦課期日現在における当該住宅用地について、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該年度の前年度に係る賦課期日における当該住宅用地の所有者が引き続き当該住宅用地を所

有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。

(1) 住宅用地の所有者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 住宅用地の所在

(3) その他市長が必要と認める事項

2 当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地の所有者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 変更年月日及び変更事由

(3) 土地の所在

(4) その他市長が必要と認める事項

第101条 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 被災住宅用地の所有者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 被災住宅用地の被災年度に係る賦課期日における所有者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(3) 被災住宅用地の所在

(4) 法第349条の3の3第1項に規定する震災等の発生日及び詳細

(5) 当該年度に係る賦課期日において法第349条の3の3第1項の規定の適用を受けようとする土地を住宅用地として使用することができない理由

(6) その他市長が必要と認める事項

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度

までの各年度分)の固定資産税については、前条第2項の規定は、適用しない。

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第102条 固定資産の所有者が第99条又は第100条の規定によって申告すべき事項について正当な理由なく申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第4款 固定資産評価員及び固定資産評価補助員

(固定資産評価員の設置)

第103条 市長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、市長が行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員1人を置く。

(固定資産評価補助員)

第104条 固定資産評価員の職務を補助させるため、固定資産評価補助員を置く。

2 前項の固定資産評価補助員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市長が選任する。

第5款 固定資産の価格に係る不服審査

(固定資産評価審査委員会の設置等)

第105条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、大阪市固定資産評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会の委員の定数は、12人とする。

(審査申出書の記載事項)

第106条 審査の申出をする者(以下この条において「申出人」という。)は、審査委員会の規程で定めるところにより、審査申出書を審査委員会に提出しなければならない。

2 前項の審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 申出人の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 審査の申出に係る処分の内容
- (3) 審査の申出の趣旨及び理由
- (4) 審査の申出の年月日

(5) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

ア 土地について土地課税台帳等に登録された価格について審査の申出をする場合 当該土地の所在、地目、地積及び価格

イ 家屋について家屋課税台帳等に登録された価格について審査の申出をする場合 当該家屋の所在、種類、構造、床面積及び価格

ウ 償却資産について償却資産課税台帳に登録された価格について審査の申出をする場合 当該償却資産の所在、種類及び価格

(6) 法第433条第2項ただし書の規定により口頭で意見を述べる機会を求める場合には、その旨

(7) その他審査委員会が必要と認める事項

3 申出人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査の申出をする場合には、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

(資料所持者の資料提出義務)

第107条 審査委員会が審査のため必要がある場合に、職権に基づいて、又は関係人の請求によって審査を申し出た者及びその者の固定資産の評価に必要な資料を所持する者に対し、相当の期間を定めて、審査に関し必要な資料の提出を求めたときは、これらの者は、その資料を審査委員会に提出しなければならない。

(審査の議事及び決定に関する記録)

第108条 審査委員会は、審査の議事及び決定に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

(1) 事案の表示

(2) 審理の場所及び年月日

(3) 審理の出席者の氏名

(4) 議事及び決定の内容

(5) その他審査委員会が必要と認める事項

(交付の方法)

第109条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

(1) 対象書類等（交付に係る書類又は資料をいう。以下この号及び第111条において同じ。）の写しの交付にあつては、当該対象書類等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

(2) 対象電磁的記録（交付に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。第111条において同じ。）に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

（提出書類等の写しの交付に係る手数料の額等）

第110条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「交付手数料」という。）の額は、用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、20円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として交付手数料の額を算定する。

2 交付手数料は、審査委員会が定める方法により前納しなければならない。

3 審査委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける申出人が経済的困難により交付手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、交付手数料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の交付手数料は、還付しない。ただし、審査委員会が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

5 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による閲覧に係る手数料は、無料とする。

（送付による交付）

第111条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける申出人は、交付手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書類等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、審査委員会が定める方法により納付しなければならない。

（審査委員会に関する規程事項）

第112条 この条例に定めるもののほか、審査委員会の審査の手續、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、審査委員会の規程で定める。

第3節 軽自動車税

(軽自動車税の納税義務者等)

第113条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下この節において「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に対して、軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、この限りでない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第114条 法第443条第2項に規定する条例で定めるものは、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用の軽自動車等とする。

(軽自動車税の課税免除)

第115条 商品である軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の税率)

第116条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が0.02

リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額
3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

その他のもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円

（軽自動車税の賦課期日及び納期）

第117条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 市長は、特別の事情がある場合には、前項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

（軽自動車税の徴収の方法）

第118条 軽自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

（軽自動車税に関する申告又は報告）

第119条 新たに軽自動車等の所有者（第113条第2項の規定により所有者とみなされる者を含み、法第443条の規定により軽自動車税を課されない者を除く。以下この項において同じ。）若しくは使用者（第113条第3項本文の規定により軽自動車税を課されることとなる使用者をいう。以下この項において同じ。）となった者又は軽自動車等の主たる定置場を他の市町村の区域から本市の区域内に移転させた所有者若しくは使用者（以下この節において「軽自動車

等の所有者等」という。)は、当該軽自動車等の所有者等となった日の翌日から10日以内に、総務省令で定める様式により、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について異動を生じた場合には、その異動を生じた日から10日以内に、総務省令で定める様式により、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合には、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、総務省令で定める様式により、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

4 第113条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求のあった日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該軽自動車等の買主の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地
- (3) 当該軽自動車等に係る賦払金の支払場所
- (4) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移転する旨の通知の発送の有無
- (5) 当該軽自動車等の占有の有無
- (6) その他市長が必要と認める事項
(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第120条 軽自動車等の所有者等又は第113条第2項に規定する軽自動車等の売主が、前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由なく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(災害により使用不能となった軽自動車等に対する軽自動車税の免除)

第121条 災害により滅失し、又は損害を受け使用不能となった軽自動車等に対しては、申請に基づき、軽自動車税を免除する。

(公益上その他特別の事情がある者に対する軽自動車税の減免)

第122条 前条に定めるもののほか、市長は、公益上その他特別の事情がある者に限り、申請に基づき、市規則で定めるところにより軽自動車税を減免することができる。

(軽自動車税の減免の申請手続)

第123条 第121条の規定により軽自動車税の免除を受けようとする者は、災害のやんだ日から起算して10日を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 軽自動車等の主たる定置場の所在地、種別及び車両番号又は標識番号
- (3) 減免を受けようとする理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前条の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、当該軽自動車税の納期限までに、前項各号に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(軽自動車税の減免の取消し)

第124条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第121条又は第122条の規定による減免を取り消す。

- (1) 軽自動車税の減免を受けた者が、第121条又は第122条に規定する事由に該当しないことが判明したとき
- (2) 軽自動車税の減免を受けた者が、虚偽の申請その他不正の行為により減免を受けたことが判明したとき

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第125条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車（以下この条及び次条において「原動機付自転車等」という。）に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第119条第1項の申告書を提出する際、総務省令第16条に規定する様式による申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示（市長が、当該原動機付自転車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべ

き標識の交付を受けなければならない。

2 法第443条又はこの条例第113条第3項ただし書の規定により軽自動車税を課されない者が、新たに原動機付自転車等を取得し、又はその所有する原動機付自転車等の主たる定置場を他の市町村の区域内から本市の区域内に移転させたときは、当該軽自動車税を課されない者は、その事由が発生した日から10日以内に、市長に対し、総務省令第16条に規定する様式による申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

3 前2項の規定により交付を受けた標識は、次項又は第5項の規定により当該標識を返納するまでの間は、これを当該原動機付自転車等の後面に常に取り付けていなければならない。

4 第1項の規定により標識の交付を受けた後において、当該原動機付自転車等に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、市長に対し、第119条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識を返納しなければならない。

5 第2項の規定により標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が本市の区域内に所在しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等を所有しないこととなったときは、その事由が発生した日から10日以内に、市長に対し、その標識を返納しなければならない。

6 第1項又は第2項の規定により標識の交付を受けた者は、その標識を毀損し、亡失し、又は摩滅したときは直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して、その再交付を受けなければならない。この場合において、標識の再交付を受けた者は、その実費を納付しなければならない。

- (1) 標識の交付を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 原動機付自転車等の主たる定置場の所在地及び種別
- (3) その他市長が必要と認める事項

7 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。

（試乗のために用いる標識の交付等）

第126条 原動機付自転車等の販売業者は、商品である原動機付自転車等の試乗をするため標識が必要なときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提

出しなければならない。この場合において、市長は、当該販売業者に対し、交付を求める数量のうち相当と認める数量の標識を交付する。

(1) 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 交付を求める数量

2 原動機付自転車等の販売業者は、商品である原動機付自転車等の試乗をするため臨時に多数の標識が必要なときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、10日以内の期間を限り、当該販売業者に対し、交付を求める数量のうち相当と認める数量の標識を交付する。

(1) 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 使用期間

(3) 試乗車の車名及び車台番号

(4) 交付を求める数量

(5) その他市長が必要と認める事項

3 前条第3項及び第7項の規定は、前2項の規定により交付を受けた標識について、同条第6項の規定は、第1項の規定により交付を受けた標識について準用する。この場合において、前条第3項中「次項又は第5項」とあるのは「第126条第4項」と読み替える。

4 第1項及び第2項の規定により標識の交付を受けた者は、その後において、当該標識を使用する営業所が本市の区域内に所在しないこととなったとき又は事業を廃止し、若しくは休止したときは、速やかに当該標識を市長に返納しなければならない。

（軽自動車税に係る証明書の交付）

第127条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車（以下この条において「検査対象軽自動車等」という。）の使用者が同法第62条第2項の規定により自動車検査証の返付を受けるため、当該検査対象軽自動車等に係る軽自動車税の納税義務者が同法第97条の2第1項に規定する書面の交付を申請する場合において、現に当該軽自動車税を滞納していないとき又は現に当該軽自動車税を滞納していることが天災その他やむを得ない理由によるものであるときは、市長は、その旨を証す

る証明書を当該納税義務者に交付する。

第4節 市たばこ税

第1款 通則

(市たばこ税の納税義務者等)

第128条 市たばこ税（以下この節において「たばこ税」という。）は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下この節において「卸売販売業者等」という。）が製造たばこを市内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合には、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。）において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者（以下この節において「消費者等」という。）に売渡しをし、又は消費その他の処分（以下この節において「消費等」という。）をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理する事務所又は事業所が市内に所在する卸売販売業者等に課する。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第129条 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条の規定を適用する。

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法（明治29年法律第89号）第482条に規定する他の給付又は同法第549条若しくは第553条に規定する贈与若しくは同法第586条第1項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条の規定を適用する。

3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法（昭和59年法律第68号）第11条第1項若しくは第20条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合には、当該廃止又は取消しの時に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売

渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第2項の規定を適用する。

- 4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合には、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条の規定を適用する。

(たばこ税の課税標準)

第130条 たばこ税の課税標準は、第128条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。

- 2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算する。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区 分	重 量
(1) 喫煙用の製造たばこ	
ア パイプたばこ	1グラム
イ 葉巻たばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
(2) かみ用の製造たばこ	2グラム
(3) かぎ用の製造たばこ	2グラム

(たばこ税の税率)

第131条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税を免除された製造たばこの売渡し等をした輸出業者の納税義務)

第132条 法第469条第1項第1号の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、同項に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第128条の規定を適用する。

第2款 徴収

(たばこ税の徴収の方法)

第133条 たばこ税の徴収については、申告納付の方法による。ただし、第129条

第4項ただし書の規定によって卸売販売業者等とみなされた者に対したばこ税を課する場合における徴収は、普通徴収の方法による。

(たばこ税の申告納付の手續)

第134条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、総務省令で定める様式によって、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第128条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、法第469条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに第139条の規定により控除を受けようとする場合にあっては同条の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、総務省令で定めるところにより、法第469条第2項に規定する書類及び法第477条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定によって次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によって提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。

1月及び2月	3月
4月及び5月	6月
7月及び8月	9月
10月及び11月	12月

(たばこ税の納期限の延長)

第135条 卸売販売業者等が前条第1項の規定による申告書とその提出期限内に提出した場合において、同項の納期限内に納期限の延長についての申請書を市長に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該申告書によって納付すべきたばこ税額の全部又は一部に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを提供したときは、市長は、当該卸売販売業者等が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する理由により当該担保の額に相

当するたばこ税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、1月以内、当該担保の額に相当するたばこ税の納期限を延長することができる。

2 前項の規定により納期限の延長を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出するとともに、前条第1項の規定による申告書によって納付すべき当該たばこ税額の全部又は一部に相当する担保を提供しなければならない。

(1) 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 納期限の延長を受けようとする税額

(3) 納期限の延長を受けようとする期限

(4) 提供する担保

(5) その他市長が必要と認める事項

（たばこ税の期限後申告及び修正申告納付）

第136条 第134条の規定によって申告書を提出すべき申告納税者は、当該申告書の提出期限後においても、法第480条第4項の規定による決定の通知があるまでは、第134条の規定によって申告納付することができる。

2 第134条、前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した申告納税者又は法第480条第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた申告納税者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準数量又は税額について不足がある場合には、遅滞なく、総務省令で定める様式による修正申告書を市長に提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第137条 たばこ税の申告納税者が正当な理由なく第134条の規定による申告書と同条各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（普通徴収に係るたばこ税の納期）

第138条 第133条ただし書の規定により普通徴収の方法によって徴収するたばこ税の納期は、市長が納税通知書に定めるところによる。

(製造たばこの返還があった場合における控除)

第139条 卸売販売業者等が、法第477条第1項の製造たばこの返還を受けた場合には、同項に規定するところにより控除すべき額を、その者の同項の規定を適用した場合のたばこ税額から控除する。

第3章 目的税

第1節 事業所税

第1款 通則

(事業所税の納税義務者等)

第140条 事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事務所又は事業所（以下この節において「事業所等」という。）において法人又は個人の行う事業に対し、当該事業を行う者に資産割額及び従業者割額の合算額によって課する。

2 特殊関係者（親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるものをいう。）を有する者がある場合において、当該特殊関係者が行う事業について政令で定める特別の事情があるときは、事業所税の賦課徴収については、当該事業は、その者及び当該特殊関係者の共同事業とみなす。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなして、この節中法人に関する規定を適用する。

(事業所税の納税管理人)

第141条 事業所税の納税義務者は、市内に住所、居所又は事業所等（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、その必要が生じた日から10日以内に、市内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。以下この項において同じ。）のうちから納税管理人を定めてこれを市長に申告し、又は市外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告をした事項又は承認を受けた事項に異動を生じた場合においても、また同様とする。

2 前項前段の規定による申告又は申請は、次に掲げる事項を記載した申告書又は申請書を提出してしなければならない。

(1) 納税義務者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住

所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 納税管理人の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所（法人にあっては、主たる事業所等の所在地）

(3) その他市長が必要と認める事項

3 第1項後段に規定する場合における申告又は申請は、次に掲げる事項を記載した申告書又は申請書を提出してしなければならない。

(1) 納税義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 異動の内容及び異動年月日

(3) その他市長が必要と認める事項

4 第1項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る事業所税の徴収の確保に支障がないことについて、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(1) 納税義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 納税管理人を定めない理由

(3) その他市長が必要と認める事項

（事業所税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第142条 前条第4項の認定を受けていない事業所税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由なく申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第2款 課税標準及び税率

（事業所税の課税標準）

第143条 事業所税の課税標準は、資産割にあっては、課税標準の算定期間（法人に係るものにあつては、事業年度とし、個人に係るものにあつては、個人に係る課税期間とする。以下この節において同じ。）の末日現在における事業所床面積（当該課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合には、当該事業所床面積を12で除して得た面積に当該課税標準の算定期間の月数を乗じて得た

面積。次項において同じ。)とし、従業者割にあつては、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額とする。

2 次の各号に掲げる事業所等において行う事業に対して課する資産割の課税標準は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める面積とする。

(1) 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等(第3号の事業所等を除く。) 当該課税標準の算定期間の末日における事業所床面積に当該新設の日の属する月の翌月から当該課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数の当該課税標準の算定期間の月数に対する割合を乗じて得た面積

(2) 課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等(次号の事業所等を除く。) 当該廃止の日における事業所床面積に当該課税標準の算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数の当該課税標準の算定期間の月数に対する割合を乗じて得た面積

(3) 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等で当該課税標準の算定期間の中途において廃止されたもの 当該廃止の日における事業所床面積に当該新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数の当該課税標準の算定期間の月数に対する割合を乗じて得た面積

3 前2項の課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(事業所税の課税標準の特例)

第144条 法第701条の41の規定の適用を受ける事業所税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、法第701条の41に定めるところによる。

(事業所税の税率)

第145条 事業所税の税率は、資産割にあつては1平方メートルにつき600円、従業者割にあつては100分の0.25とする。

第3款 申告納付等

(事業所税の徴収の方法)

第146条 事業所税の徴収については、申告納付の方法による。

(法人に対して課する事業所税の申告納付)

第147条 事業所等において法人が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、各事業年度終了の日から2月以内(外国法人(法の施行地に本店又は主たる事業所等を有しない法人をいう。))が第141条第1項に規定する納税管理人を定めないうえ法の施行地に事業所等を有しないこととなる場合(同条第3項

の認定を受けた場合を除く。)には、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日と当該事業所等を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで)に、当該各事業年度に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した総務省令で定める様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

2 前項の課税標準額は、資産割にあつては、当該事業年度中において当該法人が市内に有し、又は有していた各事業所等に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の合計面積とし、従業者割にあつては、当該各事業所等に係る従業者割の課税標準となるべき従業者給与総額の合計額とする。

3 事業所等において事業を行う法人で各事業年度について納付すべき事業所税額がないもののうち、当該各事業年度の前事業年度において納付すべき事業所税額があったもの及び当該各事業年度に係る事業所床面積又は従業者の数が市規則で定める基準を超えるものは、第1項の規定に準じて申告書を市長に提出しなければならない。

(個人に対して課する事業所税の申告納付)

第148条 事業所等において個人が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、その年の翌年3月15日までに(年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から1月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内)に)、個人に係る課税期間に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した総務省令で定める様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

2 前項の課税標準額は、資産割にあつては、当該個人に係る課税期間中においてその者が市内に有し、又は有していた各事業所等に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の合計面積とし、従業者割にあつては、当該各事業所等に係る従業者割の課税標準となるべき従業者給与総額の合計額とする。

3 事業所等において事業を行う個人で各個人に係る課税期間について納付すべき事業所税額がないもののうち、当該各個人に係る課税期間の前年の個人に係る課税期間において納付すべき事業所税額があったもの及び当該各個人に係る課税期間に係る事業所床面積又は従業者の数が市規則で定める基準を超えるものは、第1項の規定に準じて申告書を市長に提出しなければならない。

(事業所税の期限後申告及び修正申告納付)

第149条 前2条の規定によって申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期

限後においても、法第701条の58第4項の規定による決定の通知があるまでは、前2条の規定によって申告納付することができる。

- 2 前2条若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第701条の58の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額（第147条第2項又は前条第2項の課税標準額をいう。以下この節において同じ。）又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、総務省令で定める様式による修正申告書を市長に提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

（事業所税に係る不申告に関する過料）

第150条 事業所税の納税義務者が正当な理由なく第147条第1項若しくは第3項又は第148条第1項若しくは第3項の規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（事業所等の新設又は廃止に関する申告の義務）

第151条 市内において事業所等を新設し、又は廃止した者は、当該新設し、又は廃止の日から2月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合には、その証拠となる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業所等を新設し、又は廃止した者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 新設し、又は廃止した事業所等の所在地、床面積及び従業者数
- (3) 事業所等を新設し、又は廃止した日
- (4) その他市長が必要と認める事項

（事業所用家屋の貸付けに関する申告の義務）

第152条 事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている者は、新たに貸付けを行うこととなった事業所用家屋に関し、当該貸付けを行った日の属する月の翌月末日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該貸付けを行う者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏

- 名) 及び住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 当該貸付けに係る事業所用家屋の所在地及び床面積
 - (3) 事業所税の納税義務者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 及び住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 - (4) 当該貸付けを行った部分の事業所用家屋の床面積
 - (5) 当該事業所用家屋の貸付けを行った日
 - (6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による申告を行った者は、その申告した事項に異動を生じた場合には、その異動を生じた日の属する月の翌月末日までに、その旨及び同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、市長に提出しなければならない。

(事業所税の賦課徴収に係る不申告に関する過料)

第153条 前2条の規定により申告をすべき者がこれらの規定によって申告すべき事項について正当な理由なく申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(事業所税の減免)

第154条 市長は、公益上その他特別の事情がある者に限り、申請に基づき、市規則で定めるところにより事業所税を減免することができる。

第2節 都市計画税

(都市計画税の課税客体等)

第155条 都市計画税は、都市計画法 (昭和43年法律第100号) に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格 (法第349条の3の規定 (都市計画税に係るものに限る。)) の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ同条に定める率を乗じて得た額) をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第73条 (第3項、第8項及び第9項を除く。) において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。

(住宅用地等に対する都市計画税の課税標準の特例)

第156条 法第349条の3の2第1項又は法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、前条第1項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。

2 法第349条の3の2第2項の規定又は法第349条の3の3第1項の規定により読み替えて適用される法第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、前条第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

(都市計画税の税率)

第157条 都市計画税の税率は、100分の0.3とする。

(都市計画税の賦課期日)

第158条 都市計画税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(都市計画税の納期)

第159条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 4月17日から同月30日まで
- 第2期 7月1日から同月31日まで
- 第3期 12月1日から同月25日まで
- 第4期 2月1日から同月末日まで

2 前項の規定にかかわらず、都市計画税額(次条第1項の規定によって併せて徴収する固定資産税額との合算額をいう。)が4,000円以下の金額であるものについては、前項の第1期において、その全額を徴収する。

3 市長は、特別の事情がある場合には、前2項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(都市計画税の賦課徴収等)

第160条 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、固定資産税の賦課徴収と併せて行う。

2 都市計画税の納税義務者は、都市計画税に係る徴収金を、固定資産税に係る

徴収金の納付の例により納付するものとし、固定資産税に係る徴収金と併せて納付しなければならない。

第4章 雑則

(施行の細目)

第161条 この条例の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の大阪市市税条例（以下「新条例」という。）の規定は、この附則において特別の定めがあるものを除くほか、平成29年度以後の年度分の市税について適用し、平成28年度分までの市税については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中市たばこ税に関する部分は、施行日以後に行われる第128条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき市たばこ税について適用し、施行日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに課する市たばこ税については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成29年以後の年分の個人の事業（施行日前までに廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成29年前の年分の個人の事業及び平成29年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為及び前各項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 新条例の規定中延滞金に関する部分（減免に関する部分を除く。）は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（旧条例の規定による処分等の効力）

第3条 施行日前に改正前の大阪市市税条例（以下この条において「旧条例」という。）の規定により市長若しくは旧条例第77条第1項の規定により置かれた大阪市固定資産評価審査委員会（以下この条において「旧審査委員会」という。）がした処分、手続その他の行為又は市長若しくは旧審査委員会に対してなされた申請、届出その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定があるときは、新条例の規定により市長若しくは審査委員会（以下この条において「市長等」という。）がした処分、手続その他の行為又は市長等に対してなされた申請、届出その他の行為とみなし、法その他の法令中にこれに相当する規定があるとき（新条例中にこれに相当する規定がない場合に限る。）は、法その他の法令の規定により市長等がした処分、手続その他の行為又は市長等に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。

2 旧条例第75条の規定により置かれた固定資産評価員は、施行日において、第103条の規定により置く固定資産評価員となり、同一性をもって存続するものとする。

3 旧審査委員会は、第105条第1項の規定により置く審査委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

（延滞金の割合等の特例）

第4条 当分の間、第14条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第14条第4項及び第5項に規定する延滞金の年7.3パーセントの

割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(法人の市民税の法人税割の納期限の延長に係る延滞金の特例)

第5条 当分の間、租税特別措置法第66条の3に規定する期間に相当する期間として政令で定める期間内は、政令で定めるところにより、第14条第4項及び第5項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率の引上げに応じ、年12.775パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。

(公益信託に係る市民税の課税の特例)

第6条 当分の間、公益信託（公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託（法人税法第37条第6項に規定する特定公益信託を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の信託財産について生ずる所得については、公益信託の委託者又はその相続人その他の一般承継人が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして、第2章第1節の規定を適用する。

2 公益信託は、第17条第1項第5号に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第7条 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、政令で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(個人の市民税の所得割の特例)

第8条 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第26条及び第28条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第31条の規定の適用については、同条

中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第1項」とする。

(法人の市民税の法人税割の税率の特例)

第9条 平成26年10月1日以後に開始し、かつ、平成32年3月31日までに終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第27条第1項の規定にかかわらず、100分の11.9とする。

(中小法人等に対する法人の市民税の課税の特例)

第10条 資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除き、第17条第5項に規定する人格のない社団等を含む。）で、法人税額又は個別帰属法人税額（市内及び他の市町村において事務所又は事業所を有する法人については法第321条の13第1項の規定により関係市町村に分割される前の額による。以下この条において同じ。）が年20,000,000円以下であるものに対する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額は、平成26年10月1日以後に開始し、かつ、平成32年3月31日までに終了する各事業年度分又は各連結事業年度分に限り、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に11.9分の2.2を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。ただし、法第321条の8第1項に規定する予定申告法人及び清算中の法人については、この限りでない。

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円以下であるかどうか又は資本若しくは出資を有しないかどうかの判定は、法第321条の8第1項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第4項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在による。

3 法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年20,000,000円」とあるのは「20,000,000円を12で除して得た額に当該法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて計算した金額」とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(個人の市民税の配当控除)

第11条 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、法附則第

5条第3項に規定する配当所得があるときは、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第26条及び第28条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第30条及び第31条の規定の適用については、第30条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第11条第1項」と、第31条中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第11条第1項」とする。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第12条 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第26条及び第28条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第30条及び第31条の規定の適用については、第30条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第12条第1項」と、第31条中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第12条第1項」とする。

- 3 第1項の規定は、所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、総務省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

第13条 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条及び第28条の規定を適用した場合の所得割の

額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

- (1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第33条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第34条第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）
- (2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において第38条第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から第33条第1項に規定する給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第30条及び第31条の規定の適用については、第30条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第13条第1項」と、第31条中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第13条第1項」とする。

（個人の市民税の寄附金税額控除の特例）

第14条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第12項の規定による申告特例通知書の送付があった場合には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第29条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（法人の市民税の特定寄附金税額控除）

第15条 法人税法第121条第1項（同法第146条第1項において準用する場合を含む。）の承認を受けている法人が、法附則第8条の2の2第7項に定めるところにより、認定地方公共団体（同条第1項に規定する認定地方公共団体をいう。第3項において同じ。）に対して特定寄附金（同条第1項に規定する特定寄附金をいう。以下この条において同じ。）を支出した場合には、同項に規定する寄附金支出事業年度の法第321条の8第1項（同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。）、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき市民

税の法人税割額から、法附則第8条の2の2第7項に規定するところにより控除すべき額を控除する。

2 前項の規定は、法第321条の8第1項、第22項若しくは第23項の規定による申告書又は法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に、前項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額は、法附則第8条の2の2第8項に定めるところにより計算した金額を限度とする。

3 連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は当該連結親法人との間に法附則第8条第2項に規定する連結完全支配関係がある連結子法人（同項に規定する連結子法人をいう。次項において同じ。）（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）が、法附則第8条の2の2第9項に定めるところにより、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、同条第3項に規定する寄附金支出連結事業年度の法第321条の8第4項、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき市民税の法人税割額から、法附則第8条の2の2第9項に規定するところにより控除すべき額を控除する。

4 前項の規定は、次に掲げる連結親法人又は連結子法人については、適用しない。

- (1) 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
- (2) 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
- (3) 清算中の連結子法人

5 第3項の規定は、法第321条の8第4項、第22項若しくは第23項の規定による申告書又は法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に、第3項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額は、法附則第8条の2の2第11項に定めるところにより計算した

金額を限度とする。

(固定資産税等の非課税等に係る読替規定)

第16条 法附則第14条第1項又は第2項の規定の適用を受ける固定資産に係る第75条の規定の適用については、同条中「法第348条第2項本文」とあるのは「法第348条第2項本文又は法附則第14条第1項若しくは第2項」とする。

2 法附則第14条第1項又は第2項の固定資産としてこれらの規定の適用を受ける固定資産について、これらの規定に規定する用途に供しないこととなった場合又は無料で使用させている固定資産を有料で使用させることとなった場合における第76条の規定の適用については、同条中「法第348条第2項各号」とあるのは「法第348条第2項各号又は法附則第14条第1項若しくは第2項」と、「同項本文」とあるのは「法第348条第2項本文又は法附則第14条第1項若しくは第2項」とする。

3 法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準については、第80条中「法第349条の3」とあるのは「法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

4 法附則第15条の規定（都市計画税に係るものに限る。）又は第15条の2第2項若しくは第15条の3の規定の適用を受ける固定資産に対して課する都市計画税の課税標準については、第155条第2項中「法第349条の3」とあるのは「法第349条の3、法附則第15条、第15条の2第2項又は第15条の3」と、「同条」とあるのは「これらの規定」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条 法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第7号の条例で定める割合は、4分の3とする。

5 法附則第15条第8項の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第18項本文の条例で定める割合は、5分の3とし、同項ただし書の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第29項の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第30項の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第31項の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第33項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備（同

項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備をいう。次項から第14項までにおいて同じ。)に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第2号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第2号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第33項第2号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第36項の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第40項の条例で定める割合は、4分の3とする。

18 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、5分の4とする。

19 法附則第15条の8第4項において読み替えて準用する法附則第15条の6第2項の条例で定める割合は、3分の2とする。

(新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第18条 法附則第15条の7第1項に規定する認定長期優良住宅について、同項又は同条第2項の規定の適用を受けようとする者は、当該認定長期優良住宅が新築された日から当該認定長期優良住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 所有者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

(2) 家屋の所在

(3) 家屋の建築年月日

(4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、同項に規定する期間を経過した日以後に申告書を提出する場合には、当該期間内に提出することができなかった理由を記載しなければならない。

(特定市街化区域農地であった土地の上に新築された貸家住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申請)

第19条 法附則第15条の8第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、同条第1項に規定する貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 所有者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

(2) 土地の所在

(3) 政令附則第12条第9項各号に掲げる土地の区分

(4) その他市長が必要と認める事項

(耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第20条 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修(同項に規定する耐震改修をいう。以下この条及び附則第23条において同じ。)が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準(法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準をいう。附則第23条において同じ。)を満たすことを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

(2) 家屋の所在

(3) 家屋の建築年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用の額

(6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、耐震改修が完了した日から3月を経過した日以後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由を記載しなければならない。

(高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第21条 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事（同条第4項に規定する居住安全改修工事をいう。以下この条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 家屋の所在
- (3) 家屋の建築年月日
- (4) 居住者の氏名、年齢及び法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等の区分
- (5) 居住安全改修工事が完了した年月日
- (6) 居住安全改修工事に要した費用の額並びに政令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した日以後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由を記載しなければならない。

（熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第22条 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修住宅又は当該熱損失防止改修専有部分に係る熱損失防止改修工事（同条第9項に規定する熱損失防止改修工事をいう。以下この条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 家屋の所在

- (3) 家屋の建築年月日
- (4) 熱損失防止改修工事の種類
- (5) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (6) 熱損失防止改修工事に要した費用及び政令附則第12条第36項に規定する補助金等の額
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した日以後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由を記載しなければならない。

(耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第23条 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令附則第7条第11項に規定する補助(第5号において「補助」という。)に係る補助金額確定通知書の写し、当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準を満たすことを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (2) 家屋の所在
- (3) 家屋の建築年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用の額
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、耐震改修が完了した日から3月を経過した日以後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由を記載しなければならない。

(新築住宅等に対して課する固定資産税の減額における人の居住の用に供する部分等の算出割合の補正)

第24条 総務省令附則第7条第1項本文に掲げる次の各号に掲げる割合の補正に

については、当該各号に定める割合により行う。

- (1) 政令附則第12条第4項（同条第11項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する区分所有に係る住宅（同条第1項第1号に規定する住宅をいう。以下この条において同じ。）以外の住宅における人の居住の用に供する部分（政令附則第12条第1項第4号に規定する別荘の用に供する部分を除く。以下この条において同じ。）の床面積の当該住宅の床面積に対する割合 固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）第2章第1節五本文の規定（以下この条において「評価基準」という。）によって求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該住宅の価額に対する割合
- (2) 政令附則第12条第4項に規定する区分所有に係る住宅における居住用専有部分（同条第1項第6号に規定する居住用専有部分をいう。以下この条において同じ。）に係る基準部分（政令附則第12条第1項第8号に規定する基準部分をいう。）のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該居住用専有部分の価額に対する割合
- (3) 政令附則第12条第20項（同条第22項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の価額の当該専有部分の価額に対する割合
- (4) 政令附則第12条第20項に規定する住宅以外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該従前の権利に対応する部分の価額の当該専有部分の価額に対する割合
- (5) 政令附則第12条第26項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該耐震基準適合住宅部分の価額に対する割合
- (6) 政令附則第12条第26項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当

該居住用専有部分の価額に対する割合

- (7) 政令附則第12条第31項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該特定居住用部分の価額の当該高齢者等居住改修住宅部分の価額に対する割合
- (8) 政令附則第12条第34項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該特定居住用部分の価額の当該高齢者等居住改修専有部分の価額に対する割合
- (9) 政令附則第12条第38項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該特定居住用部分の価額の当該熱損失防止改修住宅部分の価額に対する割合
- (10) 政令附則第12条第41項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失改修専有部分の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該特定居住用部分の価額の当該熱損失改修専有部分の価額に対する割合
- (11) 政令附則第12条第42項及び第43項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の価額から人の居住の用に供する部分の価額を控除して得た価額の当該耐震基準適合家屋の価額に対する割合
- (12) 政令附則第12条第42項及び第43項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の価額から人の居住の用に供する部分の価額を控除して得た価額の当該居住用専有部分の価額に対する割合

(平成29年度における土地の価格の特例)

第25条 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が法附則第17条の2第1項の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均

衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第78条の規定にかかわらず、平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の法附則第17条の2第1項に規定する修正価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は同項に規定する平成28年度類似適用土地であって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第78条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

3 前2項の規定の適用を受ける土地（平成29年度分の固定資産税について第1項の規定の適用を受けるに至った場合の当該土地を除く。）に対して課する平成29年度分の固定資産税に限り、第81条中「第78条」とあるのは「附則第25条第1項又は第2項」とする。

4 平成29年度分の固定資産税について第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成29年度分の固定資産税に限り、第81条中「第78条」とあるのは「附則第25条第1項」とする。

（宅地等に対して課する平成29年度分の固定資産税の特例）

第26条 宅地等に係る平成29年度分の固定資産税の額については、法附則第18条及び第18条の3に定めるところによる。

（農地に対して課する平成29年度分の固定資産税の特例）

第27条 農地に係る平成29年度分の固定資産税の額については、法附則第19条に定めるところによる。

（市街化区域農地に対して課する昭和47年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第28条 昭和47年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地（法附則第19条の2第1項に規定する市街化区域農地をいう。以下同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格については、同項に定めるところによる。

2 昭和47年度以降の各年度に係る賦課期日において法附則第19条の2第2項各号に掲げる事情がある土地については、当該事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、法第349条第2項から第6項までの規定を適用する場合には、当該各号に定めるところによる。

3 平成28年度に係る賦課期日において法附則第19条の2第3項各号に掲げる事情がある土地（同条第4項に規定する土地に該当するに至った場合の当該土地を除く。）に対して課する固定資産税の課税標準については、附則第25条第1項又は第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第3項に定めるところによる。

4 平成29年度に係る賦課期日において法附則第19条の2第4項各号に掲げる事情がある土地に対して課する固定資産税の課税標準については、附則第25条第1項又は第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第4項に定めるところによる。

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第29条 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税の額については、附則第27条の規定にかかわらず、法附則第19条の3及び第19条の4に定めるところによる。

（宅地等に対して課する平成29年度分の都市計画税の特例）

第30条 宅地等に係る平成29年度分の都市計画税の額については、法附則第25条及び第25条の3に定めるところによる。

（農地に対して課する平成29年度分の都市計画税の特例）

第31条 農地に係る平成29年度分の都市計画税の額については、法附則第26条に定めるところによる。

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

第32条 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の都市計画税の額については、前条の規定にかかわらず、法附則第27条及び第27条の2に定めるところによる。

（軽自動車税の税率の特例）

第33条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第116条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

- 2 法附則第30条第3項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第4項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第5項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす

る。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の特例)

第34条 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る前条第1項の規定の適用については、同項中「受けた月」とあるのは「受けた月の属する年の12月」とする。

2 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る第116条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第116条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
前条第1項の表以外の部分	第116条	附則第34条第2項の規定により読み替えて適用される第116条
前条第1項の表	第2号ア	附則第34条第2項の規定により読み替えて適用される第116条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(事業所税のうち資産割の課税標準の特例に係る読替規定)

第35条 法附則第33条第5項の規定の適用がある事業所税に限り、第144条中

「第701条の41」とあるのは「第701条の41又は法附則第33条第5項」とする。

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第36条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額に対し、同項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第11条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第313条第13項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第24条及び第26条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第36条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第36条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条第1項

の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

- (3) 附則第8条第1項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条第1項の規定による所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第37条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する所得割を課する。

- (1) 土地等に係る課税事業所得等の金額（法附則第33条の3第5項第1号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額をいう。次号において同じ。）の100分の7.2に相当する金額
- (2) 土地等に係る課税事業所得等の金額につきこの項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得割の額として政令で定めるところにより計算した金額の100分の110に相当する金額

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等（租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地の譲渡等をいう。第4項において同じ。）が同条第3項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第25条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
- (2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条

第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3) 附則第8条第1項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による所得割の額」とする。

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成29年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第38条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（以下この項において「長期譲渡所得の金額」という。）に対し、同条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（次条第1項及び第2項並びに附則第40条第1項において「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第38条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第38条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

- (3) 附則第8条第1項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による所得割の額」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第39条 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第41条において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第41条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が20,000,000円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が20,000,000円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
 - ア 480,000円
 - イ 当該課税長期譲渡所得金額から20,000,000円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を

受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 法附則第34条の2第9項に定める場合には、その該当しないこととなった譲渡は、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第40条 所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条の3第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第38条第1項前段の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する所得割の額は、同項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が60,000,000円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が60,000,000円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 1,440,000円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から60,000,000円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第33条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第34条第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(短期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第41条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(以下この項において「短期譲渡所得の金額」という。)に対し、同条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額の100分の5.4に相当する金額に相当す

る所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡が租税特別措置法第28条の4第3項第1号から第3号までに掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに係る前項の規定の適用については、同項中「100分の5.4」とあるのは「100分の3」とする。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第41条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による所得割の額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3) 附則第8条第1項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)

第42条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、同条第5項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつ

たものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第25条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第42条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第42条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。
- (3) 附則第8条第1項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による所得割の額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)

第43条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、同条第5項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第42条第1項」とあるのは「附則第43条第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に

係る譲渡所得等の金額」と読み替える。

(先物取引に係る雑所得等に係る市民税の課税の特例)

第44条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、同条第4項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第25条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第44条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第44条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。
- (3) 附則第8条第1項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条第1項の規定による所得割の額」とする。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る特例)

第45条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(平成18年法律第50号。以下この条において「整備法」という。)第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項(整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の登記をしていないもの(整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたもの(次項及び第3項においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。))を除く。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第58条第1号の規定を適用する。

2 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないもの(認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人に該当するものに限る。)については、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第23条第1項及び第2項第4号の規定を適用する。

3 整備法第41条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの又は認可取消社団法人若しくは認可取消財団法人については、一般社団法人又は一般財団法人とみなして、第23条第1項の規定を適用する。

4 整備法第2条第1項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第3条第1項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第25条第2項に規定する特例無限責任中間法人については、一般社団法人とみなして、第23条第1項の規定を適用する。

5 固定資産を有料で借り受けた者がこれを法附則第41条第8項各号に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に対し、固定資産税及び都市計画税を課する。

(個人の市民税の均等割の税率の特例)

第46条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第22条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る市民税の課税の特例)

第47条 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利

子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第25条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第47条第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第47条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第47条第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第47条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第47条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3) 附則第8条第1項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第47条第1項の規定による所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第25条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する所得割を課する。

4 前項の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第33条第1項に規定する申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの）に限り、その時までに提出された第34条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第47条第3項に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第47条第3項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第47条第3項に規定する特例適用配当等の額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第47条第3項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第47条第3項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3) 附則第8条第1項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第47条第3項の規定による所得割の額」とする。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る市民税の課税の特例）

第48条 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第25条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の

規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率) を乗じて計算した金額に相当する所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第48条第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第48条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第48条第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第48条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第48条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3) 附則第8条第1項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第48条第1項の規定による所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第25条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率) を乗じて計算した金額に相当する所得割を課する。

4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第33条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第34条第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受け

ようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第25条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第48条第3項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第48条第3項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第48条第3項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第48条第3項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第48条第3項の規定による所得割の額の合計額」とする。
- (3) 附則第8条第1項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第48条第3項の規定による所得割の額」とする。

（市たばこ税の特例）

第49条 次の各号に掲げる期間内に、第128条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第30条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税の税率は、第131条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円
- (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

2 平成29年4月1日前に第128条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（第128条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。

以下この条において「所得税法等改正法」という。) 附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。)を同日に市内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成29年5月1日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 所持する紙巻たばこ3級品の本数及び当該紙巻たばこ3級品の本数のうち市たばこ税の課税標準となるものの本数

(2) 前号の課税標準となる紙巻たばこ3級品の本数により算定した前項の規定による市たばこ税額

(3) その他参考となるべき事項

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成29年10月2日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第2章第4節の規定(第130条から第132条まで、第134条、第135条及び第139条の規定を除く。)を適用する。この場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第136条第1項	第134条の規定によって 申告書	附則第49条第3項の規定によっ て申告書
	第134条の規定によって 申告納付する	附則第49条第3項及び第4項の 規定によって申告納付する

第136条第2項	第134条	附則第49条第3項
第137条第1項	第134条	附則第49条第3項
	同条各項に規定する申告書の提出期限	平成29年5月1日

6 平成30年4月1日前に第128条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に市内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

7 第3項から第5項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える。

第3項	前項に	第6項に
	平成29年5月1日	平成30年5月1日
第3項第2号	前項	第6項
第4項	平成29年10月2日	平成30年10月1日
第5項の表以外の部分	第2項	第6項
	前3項	同項及び前2項
第5項の表第136条第1項の項及び第136条第2項の項	附則第49条第3項	附則第49条第7項において準用する同条第3項
第5項の表第137条第1項の項	附則第49条第3項	附則第49条第7項において準用する同条第3項

	平成29年 5 月 1 日	平成30年 5 月 1 日
--	---------------	---------------

8 平成31年 4 月 1 日前に第128条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する紙巻たばこ 3 級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する紙巻たばこ 3 級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に市内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

9 第 3 項から第 5 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える。

第 3 項	前項に	第 8 項に
	平成29年 5 月 1 日	平成31年 4 月 30日
第 3 項第 2 号	前項	第 8 項
第 4 項	平成29年10月 2 日	平成31年 9 月 30日
第 5 項の表以外の部分	第 2 項	第 8 項
	前 3 項	同項及び前 2 項
第 5 項の表第136条第 1 項の項及び第136条第 2 項の項	附則第49条第 3 項	附則第49条第 9 項において準用する同条第 3 項
第 5 項の表第137条第 1 項の項	附則第49条第 3 項	附則第49条第 9 項において準用する同条第 3 項
	平成29年 5 月 1 日	平成31年 4 月 30日